

羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第2日）

議事日程 令和8年3月10日（火曜日）午前 9時30分 開 議

第 1 開 議

第 2 審査事項

1) 議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、総務文教委員会
所管分

第 3 散 会

出席委員（6名）

田 口 さとる 委員（委員長）	小 林 誠 弥 委員（副委員長）
小野田 和 男 委員	増 田 敏 雄 委員
野 中 一 城 委員	島 村 勉 委員

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

福 地 光 宏	経 済 環 境 部 長	今 成 義 暢	商 工 課 長
出 井 昭 悟	観 光 プ ロ モ ー シ ョ ン 課 長	久 保 弘 之	農 政 課 長
野 口 武 士	環 境 課 長	小 林 良	商 工 振 興 係 長
西 村 信 弘	課 長 補 佐 兼 観 光 ブ ラ ン ド 係 長	中 嶋 英 貴	課 長 補 佐 兼 農 村 整 備 係 長
富 田 明	清 掃 係 長		
岡 田 隆 史	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	木 元 典 子	会 計 係 長
高 野 達	学 校 教 育 部 長	米 花 竜 二	教 育 総 務 課 長
柿 沼 宏 充	学 校 教 育 課 長	田 口 恵 里 子	学 校 教 育 課 参 事

平 川 雅 章

総 務 係 長

辻 佳 孝

課 長 補 佐 兼
学 事 指 導 係 長

須 藤 直 之

監 査 委 員
事 務 局 長

事務局出席者

中 村 憲 人

書 記

午前 9時30分 開 議

○田口さとる委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

課長説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可します。
経済環境部長。

○福地光宏経済環境部長 改めまして、おはようございます。

経済環境部長の福地です。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算の審査でお世話になりますが、よろしく願いいたします。

また、明日11日は、議案第4号 令和8年度羽生市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算と議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）、あさって12日は、議案第11号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第13号）の審査でお世話になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私から、説明のため出席している職員を紹介させていただきます。

環境課長の野口です。

○野口武士環境課長 おはようございます。よろしく申し上げます。

○福地光宏経済環境部長 商工課長の今成です。

○今成義暢商工課長 今成です。よろしく申し上げます。

○福地光宏経済環境部長 観光プロモーション課長の出井です。

○出井昭悟観光プロモーション課長 出井です。よろしく願いいたします。

○福地光宏経済環境部長 農政課長の久保です。

○久保弘之農政課長 久保です。よろしく願いいたします。

○福地光宏経済環境部長 なお、各課同席の係長級職員は、後ほど課長から紹介をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算【別冊1】のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

環境課所管部分について、環境課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

環境課長。

○野口武士環境課長 環境課長の野口でございます。よろしくお願いいたします。

説明に先立ち、同席職員の紹介をさせていただきます。

環境課清掃係長の富田でございます。

○富田 明清掃係長 富田です。よろしくお願いいたします。

○野口武士環境課長 よろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、環境課が所管する事業の主なものについてご説明申し上げます。

画面、参考資料1の一般会計予算説明書の40ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費のうち、第11目公害対策費から申し上げます。

本目は、公共用水域の水質や大気の保全を図り、市民の良好な生活環境を確保するための経費でございます。

特定財源は、彩の国環境保全交付金で、騒音や振動等の事務処理に伴い交付される県の交付金です。

説明欄をご覧ください。

◎公害対策一般経費について申し上げます。

これは、水質汚濁や大気汚染、騒音などの公害対策に係る経費でございます。

第12節委託料の1項目め、水質等検査委託料185万5,000円は、公共用水域の水質を監視するため、中川など主要河川20か所の水質検査を年3回、市内の工場等の29か所の排水の水質検査を年1回など実施するものです。

次に、委託料の3項目め、ダイオキシン類検査委託料547万9,000円は、有害物質となるダイオキシン類を市内の3小学校における大気中での調査、土壌での分析及び清掃センター内の排ガス等での調査を実施するものです。

次に、第13節使用料及び賃借料の2項目め、悪臭分析検査機器賃借料15万円は、臭気苦情に対する際に、機器を賃借して臭気濃度の測定を実施するものです。

次に、ページが飛びます。93ページをご覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費について申し上げます。

本目は、市民の衛生的かつ快適な生活環境を確保するための経費でございます。

主な特定財源として、太陽光発電所のサンパーク村君における太陽光発電電力売払収

入の一部などが充当されております。

説明欄をご覧ください。

◎環境衛生一般経費について申し上げます。

これは、主に外来生物の駆除や害虫の防除、再生可能エネルギー導入の推進などに係る経費でございます。

94ページ、説明欄をご覧ください。

第18節負担金補助及び交付金のうち、衛生協力会連合会交付金230万円は、各地区において、清掃活動や害虫防除などの環境衛生事業に取り組む衛生協力会連合会に対して、その活動を支援するための経費となります。

次に、◎太陽光発電事業について申し上げます。

これは、下村君地内にある市の太陽光発電施設サンパーク村君の管理運営に係る経費でございます。

第11節役務費の2項目め、損害賠償保険料529万円は、施設が火災などの災害に遭った場合や故障、盗難などに遭った場合に備えた損害賠償保険料です。

次に、第12節委託料の太陽光発電所管理点検等委託料576万2,000円は、適切な発電施設の維持管理に必要な管理点検等に加え、場内の除草業務や防犯、警備の委託経費となります。

次に、94、95ページをお開きください。

まず、一番下になりますが、94ページ、◎空家等対策事業について申し上げます。

これは、近年増加している空き家や空き地の対策に係る経費でございます。

ページは、95ページに変わります。

第12節委託料の2項目め、空家空地相談会相談業務委託料22万円は、宅地建物取引士や行政書士などの専門家が相続や資産管理処分、賃貸借等の活用などの相談に対し、来年度回数を増やし年8回、無料での対応する個別相談会を開催するための経費となります。

次に、18節負担金補助及び交付金の空家等除却補助金300万円は、地域の環境衛生や防犯・防災上において悪影響を及ぼす管理が不適切な空き家を減らし、土地活用による定住促進や地域活性化を図るため、市内の空き家を解体する場合に、その費用の3分の1以内、最大で30万円を補助するものです。

次に、ページの左下側をご覧ください。

第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費について申し上げます。

本目は、人件費と清掃行政執行上の経常経費の支出でございます。

主な特定財源は、太陽光発電事業用に民間企業に土地を貸し付けている貸付収入となります。

なお、本目のうち、◎職員人件費につきましては、総務課の所管となりますので、説明を省略させていただきます。

続いて、96ページ、説明欄をご覧ください。

◎清掃総務一般経費について申し上げます。

これは、主に環境行政の推進において必要な資格取得や、各種負担金などに係る経費でございます。

第12節委託料の一般廃棄物処理基本計画改定業務委託料420万2,000円は、同計画が来年度、中間見直しの年度により改定するものです。

次に、18節負担金補助及び交付金の1項目め、公害健康被害補償負担金51万円は、公害健康被害の補償等に関する法律の定めにより、現在、重油などを使用している清掃センターでの排ガス量と、既に廃止されている旧し尿処理場において過去に排出された硫黄酸化物の排出量に応じて、独立行政法人環境再生保全機構へ支出する負担金となります。

続いて、97ページ、説明欄をご覧ください。

次に、◎クリーン推進員設置事業について申し上げます。

クリーン推進員は、羽生市廃棄物減量等推進員として、各地区においてごみの減量や分別、資源ごみ回収などの際に、市民の皆様に適切な指導を行なっており、その活動に関する経費でございます。

第10節需用費のうち、消耗品費80万3,000円は、クリーン推進員の皆様が活動の際に着用していただく帽子やビブスなどの購入費用となります。

なお、令和8年度は、2年の任期満了による総委嘱の年度となっており、約280名を予定しております。

次に、じん芥処理費について申し上げます。

本目は、ごみの収集や処分、リサイクル推進など、清掃費予算の大部分を占めるごみ処理行政の中心的な経費でございます。

特定財源は、主なものとして、民間事業者が清掃センターへごみを持ち込む際に支払

う事業系一般廃棄物処理手数料や瓶・缶・ペットボトルなどの再生資源の売払代金、行田市との共同事業である新ごみ処理施設の整備に対する一般廃棄物処理施設整備基金の繰入金などです。

説明欄をご覧ください。

まず初めに、◎じん芥処理一般経費について申し上げます。

これは、主に不燃物の埋立処分やごみ焼却によって発生する灰の運搬処分などに係る経費でございます。

第12節委託料の1項目め、不燃物埋立処分等委託料2億311万7,000円は、清掃センターの焼却施設から排出される焼却灰を民間処理施設へ運搬し処分をする経費、また、清掃センターの破碎施設で発生する不燃残渣を埼玉県環境整備センターへ運搬し処分をするとともに、廃プラスチックを民間処理施設へ運搬して処分をする経費となります。

次に、委託料の4項目め、集じん灰処理業務委託料3,563万7,000円は、清掃センターの焼却設備において、排ガス中に含まれる集じん灰を民間処理施設へ運搬し、路盤材などへリサイクル処理する経費となります。

次に、98ページ、説明欄をご覧ください。

◎ごみ収集事業について申し上げます。

これは、市内各地区の集積所に出される可燃ごみと不燃ごみの収集に係る経費でございます。

第12節委託料の1項目め、可燃ごみ収集業務委託料7,887万9,000円は、市内の可燃ごみ集積所へ週3回収集する経費となります。

委託料の2項目め、不燃ごみ収集業務委託料7,737万5,000円は、市内の不燃ごみ集積所へ不燃ごみを週1回、粗大ごみを年4回収集する経費となります。

次に、◎資源ごみ回収事業について申し上げます。

これは、瓶・缶・ペットボトルや段ボールなどの再生資源化が可能なごみの回収に係る経費でございます。

第11節役務費の資源ごみ回収手数料425万7,000円は、自治会やPTAなどの団体が実施する資源ごみの回収に対する手数料となります。

次に、第12節委託料の資源ごみ回収業務委託料6,817万9,000円は、市内の資源ごみ集積所や各学校において、資源ごみを月に2回収集する経費となります。

次に、◎清掃センター関連一般経費について申し上げます。

これは、清掃センターにおける会計年度任用職員の人件費や、施設を維持管理するための修繕などに係る経費でございます。

第10節需用費の1項目め、消耗品費1,899万1,000円は、清掃センターから排出されるダイオキシン類などの有害物質の除去や処理するために使用する薬剤の購入費、設備機器類の消耗部品等の支出となります。

99ページ、説明欄をご覧ください。

次に、需用費、4項目めの修繕料7,700万円は、焼却施設と粗大ごみ処理施設に係る設備修繕に係る経費となります。

次に、第12節委託料について申し上げます。

2項目め、焼却施設維持管理等委託料3,046万8,000円と4項目めの粗大ごみ処理施設運転管理委託料4,054万6,000円は、清掃センターにおける各施設の円滑な稼働を確保するため、民間企業へ運転管理などを委託する経費となります。

次に、◎リサイクル事業について申し上げます。

これは、ごみの再商品化や、各家庭でのごみのリサイクル推進に係る経費でございます。

第12節委託料の特定分別基準適合物再商品化委託料19万2,000円は、ガラス瓶をリサイクルして再商品化するために要する費用となります。

次に、18節負担金補助及び交付金の生ごみ処理機購入費補助金19万円は、各家庭における生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機の購入者に対し、その費用の一部を補助するものです。

次に、◎最終処分場施設管理業務について申し上げます。

これは、主に最終処分場にある水処理施設の修繕や運転管理などに係る経費でございます。

100ページ、説明欄をご覧ください。

こちら第12節委託料の2項目めになりますが、水処理施設運転管理等業務委託料790万9,000円は、最終処分場の水処理施設の運転と排出される水質管理等を委託する経費となります。

次に、第12節委託料の4項目め、最終処分場埋立整地委託料150万円は、第4最終処分場において既に埋立てされている箇所を整地等の業務に加え、将来の跡地利用の

可能性なども考慮し、現在、崖地となっている箇所を整地を順次進める業務を委託する経費となります。

次に、◎一般廃棄物処理施設整備基金積立事業について申し上げます。

これは、行田市で予定している共同ごみ処理施設に必要な経費の一部を計画的に積み立てる事業でございますが、積立金の元金については、平成25年度の積立開始から令和5年度までに目標としていた積立額18億を達成できたことから、新たに積立は行わないものです。

第24節積立金の一般廃棄物処理施設整備基金利子積立金560万7,000円は、これまで積立をしてきた元金に対する利子となります。

次に、◎共同ごみ処理事業について申し上げます。

これは、令和10年4月を目標として進めている、新ごみ処理施設での行田市と共同によるごみ処理を行うために支出する経費でございます。

第18節負担金補助及び交付金の負担金3億7,359万4,000円は、行田羽生資源環境組合の事業を支援するため、1月1日現在における両市の人口から算出する人口割と、固定額となる均等割で構成される負担金を支出するものです。

次に、ページ左側の中ほどをご覧ください。

第3目し尿処理費について申し上げます。

本目は、ごみ処理事業のうち、水洗化されていないトイレから排出されるし尿と浄化槽から排出される浄化槽汚泥の処理などに係る経費でございます。

特定財源は、汚泥再生処理センターの修繕工事に対する事業債でございます。

初めに、◎汚泥再生処理センター管理運営事業について申し上げます。

これは、主にし尿や浄化槽汚泥の処理や、処理施設である汚泥再生処理センターの運転管理などに係る経費でございます。

第12節委託料の1項目め、処理施設運転管理等業務処理委託料8,580万円は、汚泥再生処理センターを安定的かつ安全に運営するため、保守管理や薬剤の購入などを含めた包括的な管理委託に要する費用となります。

次に、101ページ、説明欄をご覧ください。

第14節工事請負費の汚泥再生処理センター設備改修工事請負費5,500万円は、施設を安定的に稼働するため、毎年度行う設備機器の定期修繕に要する経費となります。

以上をもちまして、環境課所管部分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言をお願いします。

小林委員。

○小林誠弥委員 環境課所管による新規事業、また、重要視している事業等ございましたら、詳細に説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 来年度の事業で重点事項について申し上げます。2点ございます。

まず1点目は、清掃センター関連一般経費のうち、修繕費7,700万円でございます。

ごみ処理は、市民生活を支える重要なライフラインであり、安定した処理体制を維持することが不可欠でございます。令和10年度4月の行田との共同ごみ処理までは羽生市でごみ処理を行うため、清掃センターの設備について計画的な修繕を行い、施設の機能を適切に維持しながら、安定的なごみ処理を継続的に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目は、空家等対策事業のうち、相談業務委託料22万円でございます。

近年、空き家に関する相談内容が多様化しており、所有者や関係者のニーズにきめ細かく対応していくことが求められております。このため、相談機会の回数を増やすことで、より多くの相談に対応できる体制を整え、空き家問題の解決や適正管理の促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑の方。

増田委員、お願いします。

○増田敏雄委員 3点ほどございます。

まず、40ページですけれども、ダイオキシン調査で小学校3校でしたかね。昨年までの3校と変更があったのか、それがまず1点です。

それと、94ページにあります衛生協力会なんですけれども、だんだんお家の新築が、衛生協力会で衛生の消毒をしなくてもいいような格好が増えているんですけれども、この金額は年々減少傾向にあるのかどうかということが2点目と。

3点目は、先ほど重点事項でありました99ページの修繕料7,700万円の大ざっ

ばな内容、分かる範囲で結構なんですけれども、教えていただきたい。

その3点をよろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 まず1点目、ダイオキシン類の検査委託料の中の市内小学校、こちら、令和8年度の予定ということで考えておりますものが、岩瀬小学校、手子林小学校、新郷第一小学校で考えてございます。

続いて、衛生協力会につきましては、補助金の内容としましては、機械に対する防除費の補助金や薬剤の購入費というものを過去の実績において積算しまして、令和8年度計上しているものでございます。

実情、年々、地区の会員ということでは減少傾向にありますが、一部、やはりまだ床下消毒等、活動している地区もございますので、その辺りについては、地区会員さんが今後継続できるところまでというか、そこに合わせて市のほうは支援をしていきたいと考えております。

薬剤等については、年々、物価高騰による単価が高騰しておりますので、今年度も会員としては減少傾向にありますが、薬剤高騰等により増加しているような状況でございます。

清掃センター関連関係費の中の修繕料7,700万円でございますが、こちらは大きく焼却施設、燃焼施設と破砕処理、粗大ごみ処理施設について、この予算の範囲内で例年工事のほう、修繕のほうを行なっております。

焼却施設においては、一番主となる、例えば焼却炉内レンガの一部交換やその他排ガス施設等、劣化しているところの修繕。粗大ごみについては、破砕処理ということで、こちらにつきまして消耗部品等の一部の交換等を予定しております。ただ、例年、年度ごとに定期点検を行いまして、そこの中で報告されてきた修繕箇所について設計をし、修繕を発注するという形になりますので、年度ごとによって若干場所については状況で変わってくるような状況となっております。

以上でございます。

○増田敏雄委員 よく分かりました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 クビアカツヤカミキリムシの防除対策の実施というのとはどのようなこと

をやっているのか、1つ。

それとあと、太陽光保険料529万ということなんですけれども、これの設置当初からの推移、保険料の推移をお伺いしたいと思います。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 まず、1点目でございます。クビアカツヤカミキリの対応につきましては、こちらはクビアカツヤカミキリの幼虫駆除に対しての薬剤のほうを購入しまして、市民の方に向けまして、初回に限り、ご連絡いただいた方につきましては職員が出向きまして、そのご自宅にお伺いし、防除に必要な薬剤を配布させていただいております経費でございます。

太陽光発電所サンパーク村君につきましてはの経費等につきまして、設置当初、平成30年度からこちら設置しまして、歳出につきましては平成30年が18万5,920円、令和元年が49万3,770円、令和2年度が51万680円、令和3年度が89万3,880円、令和4年度が149万2,580円、令和5年度が319万2,660円、令和6年度が517万9,990円、令和7年度現在でございますが528万9,340円、これが保険料の経費となっております。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 クビアカツヤカミキリムシの何というか、広報というか、みんなに知らせる方法というのはどのように、ホームページだけなんですか。一般的に全然、ただ桜の木を切っているぐらいにしか対策が見えないんですけども。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 委員さんのほうからお話しありましたとおり、広報のほうで年間周知を図らせていただいております。ホームページにつきましても、クビアカツヤカミキリの写真等を掲載して、それに対しての防除についてご案内をしております。

あとは、今年になりますけれども、羽生市の広報の一部にそうした、ネイチャーポジティブの推進に関するところでは、こういった害虫駆除、生物・植物に対しても啓発を図らせていただいております、クビアカにつきましてもご案内する予定で考えてございます。

以上となります。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 薬剤とか広報して、一般の家でその薬剤依頼、また見てもらいたいとい

う、そういう依頼はどのぐらいあったんですか。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 相談件数、電話等になりますけれども、約30件ぐらいございました。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それは、何というか、もう5年、6年ぐらいたつのか、そのぐらいでということですか。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 そうですね。過去3年ぐらいです。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 やっぱ、それは何というか、周知がちょっと足りないんだと思うんだよね。桜の木自体はほとんどなくなるぐらい切って、それは公共というか、のところが主にかもしれないけれども、一般の家でも桜のある家が結構あると思うんですよね。その辺は、うちも桜あるんだけれども、切らないけれども、何というか、周知自体があんまりないような気がするんですけども、ほとんど終わっちゃったのかな。どっちかという、終わったのか知らないけれども。

今ちょっと、昨日、1週間前ぐらい前に見たら、プラムの木の下のほうに切りくずみたいなの、出てきたかなと思っているんだけど、まだまだそういうのがあるのかな。何年か、3年ぐらい前にも、2年か3年か、そのときにも、プラムがなってきた頃にすごいクビアカツヤカミキリが来て、200匹ぐらい捕ったんだけど、それは自分ちなので、それ自分でというか捕っていたんだけど。その対策、周知というか、あんまりないような気がするんだけど。

公共の桜はなくなったか知らないけれども、家庭でもまだまだいっぱいあるんじゃないかなと思う。そういうものがあるということは、また何というか、発生しちゃう。もうなくした桜の木は平気だけれども、各個人ではあろうかと思うので、もう少し周知というか、何も知らない人ばかりだと思うんですよね。大きな桜が切られているというだけのことしかないと思うので。

その辺を何とかもう少し周知するなり、今言った初回だけ見に来てくれて、あとは薬剤という、そういうこと自体もほとんど知らないと思うんですよね。それは、ホームページ見ないかもしれないけれども、見られない人もいっぱいいる。また、広報も、そこ

を見ていなかったという人もいると思うので、周知しないであれだけの桜を全部なくしちゃうというのもちょっと変かなと思うんですけども、お願いします。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 ありがとうございます。

そうですね。その周知の方法というものについて、なかなか全ての方にというところでは網羅できないところはございますが、ただ、過去において、ちょっと特集のような記事を組ませていただいたこともございましたので、またそういったことでは、工夫としては広報等にはなってしまいますけれども、何か目立つ周知というところでは、秘書広報課等とまた協議の上で考えていきたいと思っております。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 今言った30件ぐらいということは、やっぱりあまりにも周知がされていないというようなので、できればもっと分かりやすく周知していただく方法、お願いしたいと思う。

○田口さとる委員長 よろしいですか、島村委員。

○島村 勉委員 はい。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

野中委員。

○野中一城委員 先ほど説明で、重点事項の一つに、空き家対策とあったんですけども、95ページのまず、それで、空き家対策に関して相談多いと、どれぐらいあったのかと、その内容。

また、負担金補助及び交付金の空家等除却補助金300万円ですけれども、これはどれぐらいの方が補助金を使ったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 まず、相談件数というところで、時点ではありますけれども、こちら相談会、日曜日に開催させていただいております、今41件ほど相談を受けているような状況でございます。

それと、空き家の補助金につきまして、こちらも今年度新規事業ということで今、継続させていただいておりますが、現状、執行といたしましては1件です。1件、この補助金を使って解体をされた方がいらっしゃるという状況です。

内容的には、相談内容、一番多いのがやはり処分、不動産として売りたいとか貸したいというところの相談が一番多い状況でございます。

補助金については、実際今、実績1件ですけれども、補助金についてという相談においては20件ぐらい来ているような状況でございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 補助金は上限があると思うんですけれども、ちょっとお願いします。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 解体費用の3分の1で、上限としますと、市内業者を使われた場合は30万円、市外業者の場合は20万円です。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 空き家にも結構古い空き家と新しい空き家があると思うんですけれども、そういう築年数とかも関係あるんですかね、それは関係ないんですか。補助金を使用するのは、そういう条件等もあるんでしょうか。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 失礼しました。

委員おっしゃるとおり、それについての条件設定の中では、昭和56年5月31日以前に建築されている建物が対象となってございます。大変失礼しました。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 昭和56年以前だと、そのほかに条件あると思うんですけれども、一応候補に上がるということで、もしかして昭和56年以前でも上がらない、空き家の解体費用はない、それについての条件は、昭和56年以前だったら全部対象になるわけなんですか。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 対象空き家の条件というところで、いま一度ご紹介させていただきます。

先ほど申し上げた、建築については昭和56年5月31日以前に建築がされていること。ただ、条件として、1年以上の居住その他の使用がないということが常態化されていること。あとは、公共事業等の補助の対象となっていないもの。あと、申請者が、不動産業を営む者が営業目的で所有するものではないというところ。それと、こちらの空

き家等対策の推進に関する特別措置法の中で、いわゆる勧告を受けていないということが条件となつてございます。

以上でございます。

○野中一城委員 了解です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 先ほどの野中委員の空き家の続きの質問なんですけれども、その前に、この間、クビアカツヤの梅の木、うちのほうで天神様で切ったんですけども、あれね、切れ切れと言うけれども、大変なんですよ。桜は簡単なんです。梅の場合はとげが刺さるんですよ。あれでみんな苦労していましたね。まあまあ、それは置いておいて。

空き家が今、市街地でも空き家、空き地、結構増えているんですよ。こういう統計上、何ぼ増えたとか幾つありますと言っているんですけども、あの調査というのはマンパワーでやっているんですかね。それをちょっと聞きたかったんです。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 空き家の件数につきましては、当初、平成29年度にゼンリンに委託契約をして、市全体を把握させていただいておまして、その後、空き家数の更新というところでは、令和4年に実態調査ということで、これは自治会連合会に依頼させていただいて、自治会長さん、地区の方に件数を更新させていただいております。

令和6年について、私どもが今把握している市内の空き家数というのは955件になりますが、これは令和4年10月の自治会に依頼したその調査の二次調査ということで、令和6年2月に環境課において調査をしまして、今955件ということで把握しているというような経過でございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 自治会に頼んでやっている、正確なんかかもしれないけれども、あまり正確じゃないかもしれないですね。それを基にして数字を出しているわけなんです。と同時に、空き地なんかそんな方向かね。空き地も結構増えていますよね。自分が市街地を見ると、空き地も空き家もどんどん増えていて、処分できない、売れないで残っていると思うんですけども。恐らく市街地以外だっていっぱいあると思うんですけどもね。信用するしかないか、出てきた数字を。

委託費というのがありましたけれども、その委託費というのは、事業者、企業家に

頼んだその経費なんですか。調査費というの、空き家経費か、そういう出ていましたね。なかったかな。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 委員さんが今おっしゃっていただいたのは、空家空地の相談会業務委託料ではなくて、私の説明の中で今委託というような話で。平成29年度のゼンリンに委託したときの費用ということですかね。

こちらは、そうですね、この調査費用ということで捻出しているものになっております。平成29年度について。

○小野田和男委員 じゃあ、年々増えていきますね。了解です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 2点、確認させていただきたいと思います。

まず、空家対策事業で、去年だったですかね、ホームページか何か、企業と提携して空き家対策やっていきますよみたいな、ちょっと会社名すぐ出てこないんですけども、インターネットで、そうすると解体業者さんを紹介してみたいな、ホームページで提携してというのがあったと思うんですけども、その提携して、サイトを利用していた方とか、そういった効果をちょっと教えていただきたいのが1つと。

あと、行田羽生のごみ処理施設の負担金のところで、令和8年度は令和7年度から比べると2億5,000万ぐらい上がっていると思うんですけども、今現状のごみ処理施設の進捗状況によってこの負担金って変わってくると思うんですけども、その負担金の使用先、ここをちょっと教えていただければと、用途か。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 まず、空き家の点ですけども、先ほど私どもが提携しているのは、クラッソーネという企業でございます。そこのサイトに入りますと、おおむね解体費用が積算されるということで、皆さんが取り壊すときに、一番やっぱり気になる費用を出していただけるというようなサイトになってございます。

効果といたしましてということについては、今年度の利用状況についてはちょっと照会をかけておりませんので、今何件ということは申し上げられないんですけども、たまたま今、1件ほど、クラッソーネが間に入りまして、解体したいという相談者がそこを介して幾つか見積りを取って、今、選定をしているというようなこともございます

ので、比較的個人の方がそのサイトからご自身でご覧になって、そういった活用されて、クラッソーネから、こういう件数が今相談来ていますといただいておりますので、比較的便利にできているのかなと思っております。

なので、利用件数等はまた、すみません、決算のときになりますでしょうか、ご報告させていただければと思います。

それと、ごみ処理事業の負担金でございます。

こちらについては、現在、建築費用につきまして、建設が2年目ということで、建築費用の返済等を含めまして、負担金が求められているという状況でございます。

実際のこの施設につきましては、建築費として約254億2,100万というもので工事契約を組合のほうがしております、これについて支払いをしていくような形になります。ただし、こちら契約締結後、物価スライド制度ということでは、賃金や物価が変動した場合には給付金額が変更できる制度もございますので、金額が当初契約金額よりは増えていくというような可能性もあるような形にはなるかと思っております。なので、今は建設工事費用についての負担金をお支払いしているという状況です。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうすると、請負工事の中間払いで支払っている金額という解釈でよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 組合議会議員として、この間、全協で説明があったとおり、今、基礎工事までやっているところなんです。そこの工事までの金額に行田と羽生で負担するというので、2億幾らかなっているわけ。途中、今言ったように247億、3億追加になったから、基礎。そのうちの工事のうち、仕事やっていく上において、均等割と処理割というような形でかかった費用の金を払うということで、この間は、今、基礎工事、まだ途中だけれども、実施工事の支払い分ということで今年度は。去年までは、まだ設計とか委託とか調査とかということだったので少なかったけれども、今始まって、令和10年までに完成させるために進んで、これからは何十億ってどんどん出てくるということになると思うので。

すみません。内容、この間も全協でもちょこっと、図面を見せなかったと思うんですけども、そういうところでお金が動いたと思うんですけども。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 島村委員、ありがとうございました。

以上です。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をしばしお預かりいたします。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 95ページ、空き家対策のところの12節委託料のところ、緊急措置等委託料についてちょっとお伺いいたします。

ここで言う緊急措置というのは、具体的にどういったことだと、どういったケースを指しているのか。例えば、すぐにでも家が崩れそうで、道路とか往来する、すぐにでも何か迷惑をかける危険があるとか、そういったときに緊急的に取り壊したり、除去したりする費用という、そういう理解でよろしいのか、ちょっとお伺いいたします。

○小林誠弥副委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 緊急措置という分については、簡易的に一時的に、危険性があるものについて、例えば……、失礼しました。緊急に対応するところについて一部、例えば宅地内に生えている、例えば木の部分であったり、ちょっと倒壊のおそれがあるような塀について、簡易的な措置としてできる範囲のものを、この費用の中で係る費用を捻出するという予定で計上させていただいております。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 過去にこの緊急措置がなされたケース、3年でも5年でも遡れる範囲で、もしあったら教えていただきたいのと。

そういったケースのときに、いろんなケース、逆にありそうな気がするんですけども、20万の予算で果たして足りるのかなというのが、ちょっと思ったんですが、そのところお答えいただければと思います。

○小林誠弥副委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 過去5年を見ますと、特にそのような対応しているものはございませんでした。恐らく想定するには、例えば、先ほど木の伐採等になりますと、チェーンソーなりを使ったりする際の例えば燃料費用とか、本当に軽微的なところの費用について計上していくよう考えてございます。

以上です。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 そうなると、燃料代とかは、最終的にはやっぱり持ち主に請求するという流れで、あくまで緊急的にすぐやらなきゃいけない、かかった費用は後で請求すると、そういう流れの費用という理解でよろしいですか。

○小林誠弥副委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 そのようなことで、お見込みのとおりでございます。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 100ページにあるところの一般廃棄物処理施設整備基金利子積立金560万7,000円とあるんですけども、積立金ということになると、7,000円で、あるいは60万というのも半端な金額だなと思うんですけども、これはどんなもので、今後も続くものか、ちょっと説明をしてもらえますか。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 こちら、先ほど申し上げた工事に係る積立てをしているものについては、積立ての目標額に達しましたので、今、2市分を積み立てているわけではありませんが、現在、2月末時点の積立金の金額が17億1,818万823円ほどになってございまして、こちらが元金となり、これの利子分を毎年度予算措置しまして、積み立てていくということで考えてございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 だから、元金がそういう半端だから、これ半端が出るわけだね。じゃあ、多分今、島村委員が言ったように、257億で始まるわけですね。そうすると、令和10年4月1日に完成するわけだから、その後はこの処理というのはどうなるんですかね。

〔「国補とか交付金とかいろいろあるわけ」と呼ぶ者あり〕

○小野田和男委員 うん。

○田口さとる委員長 説明は、手を挙げて説明をお願いします。

環境課長。

○野口武士環境課長 現状、この積立てが終わりましたので、今、取崩しということで、実際の負担金等に今繰入れまして、支払いが発生しておりますので、今後、この全体で、事

業の中から負担金のほうも捻出していくということで考えてございます。

○小野田和男委員 そうですか、了解です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時43分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、商工課所管部分について、商工課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

商工課長。

○今成義暢商工課長 商工課長の今成でございます。

同席しております職員は、商工振興係長の小林です。

○小林 良商工振興係長 よろしくお願いたします。

○今成義暢商工課長 恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、歳出、第5款労働費及び第7款商工費の商工課所管部分について、順に説明を申し上げます。

タブレット端末に示しました令和8年度羽生市一般会計・特別会計予算説明書102ページをご覧ください。

まず、第5款労働費について説明いたします。

労働費4,745万円は、前年度比296万2,000円の増額計上となっております。主な理由は、ワークヒルズ羽生のPAS及び高圧ケーブル更新工事に伴う増額によるものです。

最初に、第1目労働諸費の主な特定財源について申し上げます。中ほどの列にある本年度の財源内訳欄の特定財源をご覧ください。

産業労働者住宅資金預託金収入20万円は、労働者資金貸付事業において、金融機関

にあらかじめ預託した金額の元金収入を計上しております。

続きまして、歳出を事業別に申し上げます。

ページ右側、説明欄をご覧ください。

労働諸費一般経費 1, 459万1, 000円のうち、主なものについて申し上げます。

まず、第1節報酬6万3, 000円です。これは、現在10名で構成される中小企業従業員福祉制度審議会の委員のうち、副市長を除いた9名分の報酬でございます。

次に、7節報償費1万5, 000円は、埼玉県と共同で開催しております労働セミナーの外部講師の謝金です。埼玉県との共催のため、県と折半の額で負担しております。

次に、18節負担金補助及び交付金1, 451万3, 000円です。主なものは、シルバー人材センター運営費補助金1, 425万円がございます。

続きまして、労働者資金貸付事業です。

20節貸付金40万円は、失業者生活資金貸付金20万円と産業労働者住宅資金預託金20万円でございます。

失業者生活資金貸付金は、市内居住者が失業を余儀なくされた場合、その世帯に対し生活資金を無利子で貸し付けるものであります。貸付限度額は、1世帯につき20万円であるため、1世帯分を計上しております。また、産業労働者住宅資金預託金は、市内企業に勤める労働者に対して、住宅確保に要する資金を貸し付けることを目的とするものであります。現在返済中の方に対して不利益が生じないように、引き続き預託金額を計上しております。

次に、中退共特別会計繰出事業です。

27節繰出金608万1, 000円は、一般会計から中小企業従業員退職金等共済事業特別会計に繰り出すもので、中退共事業の事務費に当たるものです。前年度と比較して61万4, 000円の増額となっておりますが、詳細につきましては、あしたの議案第4号 令和8年度羽生市中退共特別会計予算のご審査の際に説明申し上げます。

次に、第2目労働施設費について申し上げます。

こちらは、羽生勤労者総合福祉センター、通称ワークヒルズ羽生の維持管理に要する予算でございます。

それでは、ページ右側の説明欄をご覧ください。

労働施設一般経費 2, 637万8, 000円のうち、主なものについて申し上げます。

まず、10節需用費につきましては、修繕料55万円でございます。指定管理者との

基本協定により、50万円以上の修繕が発生した場合の緊急修繕は市が行うこととなっており、駐車場外周フェンスの修繕を予定しております。

なお、50万円未満の修繕は、回数に限りなく、指定管理者が行う決まりとなっております。

次に、12節委託料の主なものにつきましては、103ページをご覧ください。

指定管理料2,169万4,000円でございます。こちらは、令和7年12月議会でご可決いただきましたワークヒルズ羽生の指定管理者であります毎日興業工業株式会社に支払う1年目の指定管理料となります。

また、次のPAS更新工事設計業務委託料は、この後に説明する工事に関するものでございます。

14節工事請負費をご覧ください。346万5,000円でございます。こちらは、令和7年4月に西中学校のPAS故障に起因する広域停電が発生したことを受け、全公共施設のPAS総点検の結果、ワークヒルズのPASは30年以上経過しており、西中と同様の事故を起こす可能性が否定できないため更新するものでございます。その際、PASと受変電設備をつなぐ高圧ケーブルも、経年劣化により更新をいたします。

続きまして、商工費でございます。

第7款商工費のうち、商工課所管部分について説明いたします。

商工費は、全体額3億4,628万5,000円でございますが、所管が3つに分かれております。

まず、1目商工総務費は、11人分の人件費として、総務課が所管しております。

次に、3目の観光費は、観光プロモーション課が所管しており、この2つを除いた結果、残る2目商工振興費と4目市民プラザ費を合わせた額2億1,007万6,000円が商工課所管の商工費となっております。

前年度比で1,382万2,000円の増額計上でございます。増額の主な理由は、第4目市民プラザ費のうち、物価高騰による需用費の見直しと最低賃金上昇の影響がある委託費の増額によるものです。

それでは、第2目商工振興費について申し上げます。

本目は、商工業の振興を図るため、商店街や地場産業などの関係団体に対して各種支援を行うものでございます。

本目の特定財源について、主なものを申し上げます。ページ中ほどの本年度の財源内

訳欄をご覧ください。

まず、ふるさと応援寄附基金繰入金144万8,000円は、ふるさと納税で寄附いただいた額の一部を、個性豊かなまちづくり事業として商工まつりや創業支援事業に充当するものでございます。

次に、中小企業近代化資金等預託金元金収入1億円につきましては、市内中小企業者に対し融資のあっせんを行うために、あらかじめ金融機関に預託した金額の元金収入となっております。

また、一番下の道の駅振興施設利用料100万7,000円につきましては、道の駅はにゅうの利用料として、指定管理者からの収入を見込んでおります。

それでは、事業別に申し上げます。

ページ右側、説明欄をご覧ください。

商工振興一般経費189万3,000円のうち、主なものについて申し上げます。

まず、10節需用費83万8,000円のうち主なものとして、消耗品費21万6,000円は、中心市街地の商店街活性化として、商店街、商工会、市が連携して開催する地域商店街活性化イベントに係る消耗品費などを計上しております。

また、修繕料には、道の駅はにゅうの緊急修繕費として55万円を計上しております。

そして、今申し上げた修繕料55万円から11節の電話料、12節の警備委託料、13節のテレビ受信料1万3,000円までと。それと、次のページに移りまして、18節の負担金8万4,000円。以上は、道の駅はにゅうの維持管理に要する予算を計上しております。

なお、18節負担金補助及び交付金ですが、例年であれば当初予算に計上する住宅改修補助金につきましては、令和7年度3月補正予算に計上してございます。詳細は、明日の議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）のご審査の際に説明申し上げます。

次に、21節補償、補填及び賠償金50万円です。これは、市の融資制度を活用して貸し付けた融資が返済不能となった際に、埼玉県信用保証協会が代わりに返済する代位弁済制度がございしますが、このときに、市としてもその代位弁済額の一部を保証協会へ支払う必要があり、これを損失補償金としてあらかじめ計上しておくものでございます。

続きまして、商工業振興助成事業1億1,245万1,000円について申し上げます。

18節負担金補助及び交付金1,245万1,000円でございますが、こちらは全部で7つの補助対象がございます。これらは団体補助として計上しており、商工業の発展のために実施する事業に対して補助金を交付し、商工会をはじめとする市内商工団体を支援いたします。

また、例年であれば、当初予算に計上する中小企業近代化資金等利子補給金や商店街空き店舗対策モデル事業補助金をはじめとした政策補助等につきましては、令和7年度3月補正予算に計上してございます。詳細は、明日の議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）のご審査の際に説明申し上げます。

次に、創業支援事業448万9,000円でございます。主なものは、18節負担金補助及び交付金437万2,000円で、創業支援事業補助金400万円は、市内に創業する方に対し創業資金の一部を補助することで、市内の創業促進を目的としてまいります。

次の創業支援セミナー開催補助金37万2,000円は、創業支援のための各種セミナーの開催事業です。創業支援補助金の資格を取得するために開催するセミナーのほか、女性やシニアなど対象を絞った企業セミナーも開催する予定でございます。

続きまして、115ページ、表示した画面をご覧ください。

ページ真ん中より下、第4目市民プラザ費のうち、特定財源について申し上げます。

10個の特定財源がございますが、3番目の自動販売機設置貸付収入から次のページ、こちらの市民プラザ藍染体験ハンカチ代まで、計8つにつきましては、市民プラザの施設使用に伴い、使用者から市へ収入される財源となっております。

なお、使用料以外では、1つ目のふるさと応援寄附基金繰入金がございますが、これは寄附者が文化・伝統・歴史を守る事業への充当を希望して支援寄附していただくメニューがございますので、藍染体験に係る事業に対して62万2,000円を充当する予定でございます。また、公共施設修繕引当基金からの繰入れも300万円を見込んでおります。

それでは、ページ右側、中段、市民プラザ経費9,124万3,000円のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、1節報酬495万6,000円は、市民プラザが休日なしの運営を行なっているため、窓口対応及び受付業務について、会計年度任用職員4名分の報酬を計上してございます。

次に、10節需用費2,918万9,000円は、市民プラザの運営に係る主なランニングコストとなります。

まず、消耗品費101万1,000円でございます。その主なものは、館内で使用する蛍光灯が切れた際の交換用の蛍光灯328本分の購入費用となります。

次に、燃料費420万7,000円は、プラザ暖房用ボイラーのA重油等の経費でございます。

次に、光熱水費1,997万3,000円は、上下水道料135万3,000円と電気料1,862万円で構成してございます。これら光熱水費は、原油価格等の高騰や夏に館内の室温を下げるため消費電力量を増加させることにより、前年度より増額計上してございます。

次に、修繕料399万8,000円でございます。こちらは、優先順位を見極めながら、市民プラザの緊急修繕に備えてまいります。

次に、12節委託料5,324万7,000円でございます。これは、市民プラザの総合管理業務及び清掃業務をはじめとする施設の維持管理のために必要な業務で、全部で15の委託を予定してございます。

なお、埼玉県 lowest賃金の上昇を勘案し、増額計上となっております。

以上をもちまして、商工課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 商工課所管による新規事業、また、重要視している事業等ございましたら、詳細な説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 商工課の重点施策につきましては、大きく3つでございます。

1つ目は、中心市街地活性化のための取組でございます。空き店舗対策補助金や商店街イベントの開催支援、そして、あしたご説明いたします商店街にぎわいづくり交付金といった各メニューを相互に連携、相乗させて、空き店舗の抑制、市街地の活性に努めてまいります。

2つ目は、創業支援と事業承継支援です。創業支援は、平成28年度から開始しまし

た創業支援補助金制度を新年度でも取り組んでまいります。事業承継支援につきましては、商工会と連携し、セミナーの開催、個別相談会の開催を行います。創業支援と事業承継支援は、両輪として共に推進し、羽生市商工業の持続的な発展に努めてまいります。

3つ目は、商工課が所管する市民プラザ、ワークヒルズ、道の駅はにゅう、この3つの公共施設を適正に管理してまいります。

商工課の重点施策は以上でございます。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 2点ほどお伺いいたします。

113ページに記載されています着ぐるみの貸出料で21万6,000円収入がありましたとあるんですけれども、これはどういうところに貸し出されたのかということと。これ着ぐるみ貸出しの、この着ぐるみはお幾らという、何かPR活動はどういうふうに行っているかというのがまず1点と。

同じページで、中小企業近代化の補助金があるんですけれども、1億円とある。これ、お店のキャッシュレス対応策には利用できるのか、この2点お伺いいたします。よろしくをお願いします。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 質問の1点目でございますが、着ぐるみの関係ということでございますので、この後、観光プロモーション課長から説明がございますので、私からの説明は控えさせていただきます。

2つ目でございますけれども、中小企業近代化資金等の預託金、これについてのキャッシュレス対策ということでございますが、こちらにつきましては、あらかじめ銀行のほうに預託するものでございます。そういった性質も含めまして、現在、キャッシュレスということは特に考えてございません。

以上となります。

○増田敏雄委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

島村委員。

○島村 勉委員 重点施策の創業支援が平成28年からですか、何件ぐらいあって、現在、

残っているのは何件。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 創業支援事業補助金のまず件数でございますけれども、平成28年度から令和7年度ということで、令和7年度も補助金の申請受付期間が終了していますので、10年間が経過いたしました。合計で36件の創業者の支援することができました。

以上でございます。

〔「残っているのは、全部残っている」と呼ぶ者あり〕

○今成義暢商工課長 失礼しました。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 36起業者がおりますうち、残念ながら、現在では廃業されている方が4名ございます。ですので、現存で残って、引き続き事業されている方は32名となります。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 36件、支援金というか補助金ですか、補助金は総額幾らになりますか。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 36件の補助金の総額でございますが、2,766万4,000円でございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 その4件というのは、何というか、補助金をくれて、何年まではいいとか悪いとかってある、それはクリアしているかということ。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 この補助金を交付した後、5年間の実績報告の提出を義務づけてございます。

〔「クリアしているか」と呼ぶ者あり〕

○今成義暢商工課長 今のところ、35件は実績報告を提出していただいているんですけども、1件につきましては提出が滞っている事業者様がございまして、年度を通して郵送なり、訪問する等をして、実績報告の提出をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 今残っているの話じゃないんだ、それね。じゃなくて、4件が5年間もったかというか、店舗。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 委員がおっしゃられた要件につきましては、もっております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 102ページにね、ここに書いてある労働者資金貸付金についてなんですけれども、生活保護受給者の方が減ることはなくて、増えていると思うんですけれども、そういう中で予算が40万ですよと。これ40万という予算上げるとすれば、過去の実績も少ないからこうなったんだと思うんですけれども、条件的には金額面とか金利とか返済期間とか、そういったところの条件は厳しいんでしょうかね、ということが1つと。

あんまり実績はないんでしょうかね、というのが2つ。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 産業労働者住宅貸付資金、こちらのほうでございますけれども、まず実際の貸付者でございますが、件数でございますが、平成15年4月以降、貸付けの実績はございません。そういった状況に伴いまして、令和3年度中に中央労働金庫の久喜支店様から要請がございまして、令和4年度以降は新規貸付けを廃止としてございます。

そういった中で、今回の予算額の積算をしたんですけれども、令和8年3月末の既融資残高を労働金庫の担当者様に確認したところ、75万1,120円ということでございましたので、契約によりまして、預託金の5倍以内が融資残高とするとございますので、20万円とさせていただいた状況でございます。

なお、令和8年2月末現在ですけれども、焦げつきのほうはございません。ということで、今後はさらにこの預託金額は減額となる見込みであります。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 そうすると、あれだね。条件が云々じゃなくて、全く要望が、ニーズがないということなんですね。金持ちが多いんだね。了解です。

○田口さとる委員長 いいですか。

○小野田和男委員 いいです。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 103ページのPAS更新工事の、工事の概要と計画を教えてください。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 ワークヒルズの工事でございます。PASと、あと高圧ケーブルの更新工事の内容ですけれども、PASということで高圧気中負荷開閉器というものなのですが、そのPASというものが、高圧受電設備、これの故障とか異常があった際に、適切にそこで遮断をする機能を持っておりまして、これが正常に作動しないと遮断することができなくて、その影響で停電なりが起きてしまうということで、実際にこの間の4月に起きたわけでございます。

ワークヒルズのPASは1992年製造ということで、34年を経過してございました。そういったことから今回更新するものでございまして、先ほども申し上げましたとおり、受変電設備とPASをつなぐ高圧ケーブルも同様に更新を行なうんですけれども、こちら高圧ケーブルにつきましては1992年製ということであるため、同時に更新するものでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 これは、定期的に検査というかはやっていたんですか。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 検査につきましては、西中学校の案件が発生した後に、財政課からの指示によって検査したものでございまして、特段定期的に検査というものはやってございませんでした。

以上でございます。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 今後は、こういう事故があったということで、定期的にやっぱりこれからは組んでいくということもあり得ることなんですか。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 委員おっしゃられるとおり、定期的に検査が必要となると思いますので、検査のほう定期的に行なっていきたくないと存じます。

以上でございます。

○野中一城委員 分かりました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 112ページの道の駅振興施設利用料なんですけれども、この施設利用料というのはどういったときに発生するのでしょうか、教えてください。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 すみません。特定財源のほうの道の駅振興施設利用料100万7,000円、こちらの内訳でございますけれども、まず、固定利用料ということで月額で35万円頂いてございます。

それともう一つ、今度はこちら売上げの歩合によって利用料を頂いているんですが、この売上げ歩合利用料が売上げ収入額の1%ということで、以上、固定利用料と売上げ歩合利用料、その2つからこの特定財源に充ててございます。

以上でございます。

[発言する者あり]

○田口さとる委員長 どうぞ。

○今成義暢商工課長 なお、補足をさせていただきますと、指定管理者先のケンゾー様から、先ほど申し上げた100万7,000円を頂戴してございます。

委員長、すみません。

申し訳ございません。先ほどの説明で計算いたしますと、説明させていただいた金額をケンゾー様から頂いているんですけれども、その金額のうち、予算説明書の右側の説明欄、中ほどに商工振興一般経費189万3,000円がありますが、その中から道の駅に関する予算が修繕料の55万、あと11節の電話料14万2,000円、そして12節委託料21万8,000円、13節テレビ受信料1万3,000円、次のページの一番上段に負担金ということで8万4,000円、これが道の駅に伴う来年度の予算になっておりまして、合計が100万7,000円となっておりますので、その100万7,000円を、先ほどのケンゾーさんから頂いている施設利用料から充てているという立てつけになってございます。

また、補足なんですけれども、先ほど申しあげました固定利用料月額35万円と売上げ歩合の利用料、売上げ収入額の1%ということで、合計しますと498万円になるんですけれども、その498万円につきましては歳入のほうに計上してございます。

すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 お願いします。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をしばしお預かりいたします。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 113ページ、◎の商工業振興助成事業のところです。

昨年、一律に何か5%減額ということで、この辺の項目のものが皆5%減らされていたんですけれども、今回それが元に戻ったと、ありがたいことだとは思うんですけれども、5%分がなくなった経緯というか、理由というのがもしあるようだったら教えていただきたい。

あと、これだけ物価上がっているので、2年前と同じ金額でもやっぱり実質減額みたいなところもあるので、今年はともかく、来年度以降、ここ上げる予定、見込み、また検討はあるのかというのがもう1点。

それから、昨年、中小企業近代化資金等利子補給金、それから商店街空き店舗対策モデル事業補助金というのが、項目がそれぞれあったんですけれども、これは今年はやらなくなったということで、やらなくなった理由、経緯等ありましたら教えていただければと思います。お願いします。

○小林誠弥副委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 質問が3つあったかと思います。

まず、1つ目でございますけれども、商工業振興助成事業の補助金の団体補助が増額となった経緯でございます。

今年度令和7年度の団体補助金につきましては、一律で5%削減ということで説明をさせていただきました。それを受けて、今年度は各団体様はその金額で運営のほうをしていただいております。

今回、増額になった大きな理由の一つは、実情に合った補助金を交付したいという思いから、各団体に対してヒアリングを行いました。ヒアリングを行いながらよく話を伺

った上で、決算書等も過去3年分のものを見ながら、繰越額なども見まして、そういった中で今回の増額計上という形を取らせていただいております。大きな理由は、そういったヒアリングを行なった結果ということでございます。

2つ目に移ります。来年度以降、この団体補助金がどのように推移していくかということでございますけれども、今回行なったヒアリングも今後引き続き続けていきたいと考えております。ですので、そのヒアリングの内容に応じて、補助金額の要求の額の決定をしていきたいと思っております。

最後、3点目でございます。空き店舗対策モデル事業の補助金、あと利子補給金、それが今回令和8年度はないのかということですが、こちらは当初予算のほうの計上はございませんが、あした説明させていただきます補正予算、繰越しの補正予算のほうに計上させていただきます。

何で補正予算のほうに移行したかということでございますけれども、財政課と協議の上、地方交付税の有効的な使い方ということで、金額等によって当初予算の予算計上、補正予算に回る予算計上というふうに振り分けた結果が今回の予算書でございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

昨年の5%減額というのは、この商工業とかに限らず、市が出すいろんな補助金を昨年は大体5%減にしていたと思っております。ほかの分野のことなので、もしかしたらお答えし切れないところもあるかもしれないですけども、もちろん商工業に関しては戻してくれたというのはありがたいと思うんですけども、ほかの分野の団体への補助金、助成金というのはどうなんですか、5%減のままになっているのか。そんな中でもしなっているとしたら、この業界、この分野だけ上げられた何か理由というか、もちろんヒアリングが功を奏したとか、その説明あったんですけども、ほかの分野に先んじた何かがあったのかなというのを、ちょっともしあるようだったらお聞きしたいです。

○小林誠弥副委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 まず、ほかの団体補助につきましては、商工課の所管部分ではないので、市の方針として、予算の方針としてどうだったかということを申し上げますと、令和8年度の予算編成方針としましては、補助金につきましては、対前年と比較しまして100%を上限という一応方針ではございました。ですので、ほかの分野については、

そういったことを加味して予算要求をされているのかと思われます。

そういった方針はあるんですけども、今回、商工課所管の関係団体、所管といいますが、商工関係団体に補助金をなぜ前年と比較して100%以上上げられたかということでございますが、これは財政課の前に、うちの部長のほうにも話をさせていただきまして、やっぱり商工団体様からいただく意見を尊重した結果でございます。

やっぱり、団体補助、パーセントの削減というのは、物価も高騰している、人件費も高騰している中、とても大変だと。これから、事業をいろいろやりたくてもなかなかできないと。ただ、令和7年度1年間の一律5%というのは、もう分かったと。なので、令和8年度以降は厳しいという話をいただいていたので、それに伴ってヒアリングを行い、部長に相談させていただきながら、最終的には財政課との新年度当初予算のヒアリングで申したことを主張しまして、結果、内示額としては100%を超えた今の要求額を頂いているものでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長へお返しいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時30分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、観光プロモーション課所管部分について、観光プロモーション課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 観光プロモーション課の出井でございます。

また、本日同席させていただいております職員を紹介させていただきます。

観光プロモーション課課長補佐兼観光ブランド係長の西村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○西村信弘課長補佐兼観光ブランド係長 よろしくお願いたします。

○出井昭悟観光プロモーション課長 それでは、着座にて失礼します。

それでは、観光プロモーション課所管部分につきまして説明させていただきます。

初めに、羽生市一般会計予算、予算説明書の37ページ、上から9行目の◎ふるさと応援寄附金事業について説明いたします。

本事業は、本市を応援してくださる市外の方から寄附を募ること、及び地場産品をお礼の品にすることによりシティプロモーションの充実を図ろうとするもので、本事業費5億9,945万9,000円は、前年度当初予算と比較して9,115万4,000円の増額になっております。これは、ふるさと応援寄附の目標額を3.8億円に設定したことによるものです。

以下、本事業費の主な内容を申し上げます。

第7節報償費1,140万円は、寄附をしていただいた方へのお礼の品の代金です。

第8節旅費19万1,000円は、ふるさと応援寄附の制度に関する研修会等へ参加するためのものがございます。

第11節役務費、3,302万3,000円は、返礼品を送付する運搬料と郵便料及び手数料でございます。

続きまして、第12節委託料3,762万円でございます。

内容といたしましては、まず、ポータルサイトへの委託料912万円につきましては寄附の受付から事業者への返礼品の発注、事業者からの請求に対する支払いまでを一括管理するポータルサイトさとふるへの委託料でございます。

次に、業務委託料2,850万円ですが、本業務に関する寄附増額のための営業、寄附者への広告宣伝業務、寄附の入り口となるインターネットサイトの構築、関連システムへの対応、寄附者からの問合せに対応するなど、総合的に委託するもので、特に広告宣伝分野に関しては、インターネット環境上の高度な手法も取り入れることで、寄附額の増額と同時に、本市の観光プロモーションの充実を図ろうとするものです。

次のページにかけまして、第13節使用料3,316万5,000円のうち、ふるさと応援寄附申込みシステム使用料2,936万5,000円は、寄附を受け付けるため

の申込み専用システムに係るものです。また、ふるさと応援寄附広告使用料380万円は、楽天やふるなびなどの特定サイトに広告を掲載するためのものがございます。

第18節負担金補助及び交付金、羽生市地場産品創出支援事業補助金300万円は、新たに返礼品とする地場産品の開発や既存返礼品の増産に取り組む企業を支援するもので、クラウドファンディングの考え方を取り入れた補助金となっております。

次のページ、24節積立金3,720万円は、主にふるさと応援寄附について、その全額を基金に積み立てるものです。積立基金は、翌年度の当市の各事業に充当いたします。

続きまして、観光一般経費に移ります。113ページでございます。

下から4行目の◎観光一般経費につきましては、観光プロモーション全体にわたる経費のほか、四季を通じて各種イベントの開催や伝統芸能団体の支援等を行なっている観光協会への補助及び観光関連事業交付金、並びに観光施設の維持管理のために要する費用が主なものです。

また、観光費4,958万4,000円は、前年度と比べ126万4,000円増額計上となっております。

なお、本事業の主な特定財源は、ふるさと応援寄附基金繰入金3,337万1,000円で、観光協会補助金と世界キャラクターさみっとin羽生開催事業交付金などに充当しております。

それでは、観光一般経費の内訳について、主なものをご説明いたします。

次のページにかけまして、第7節報償費33万8,000円は、キャラクターの着ぐるみアクターへの謝礼及びシティプロモーション研修に係る講師謝礼でございます。

次に、第8節旅費53万1,000円につきましては、世界キャラクターさみっとin羽生参加団体が開催する全国各地のご当地イベントからの出演依頼に応じて、本市の特徴ある事業や地場産品のPRを行うために要するものです。

続きまして、11節役務費136万2,000円でございます。内訳といたしまして、通信運搬費のうち、運搬料29万円は、着ぐるみ修繕とイベント参加に伴うものです。

また、手数料81万2,000円のうち、着ぐるみのクリーニング手数料39万6,000円及び羽生市のPR冊子を現状に即する内容とするための手数料17万6,000円に加え、初期登録後10年を迎えるキャラクターの商標を更新するための手数料及び印紙代18万円でございます。

12節委託料223万8,000円でございますが、観光施設の清掃、維持管理及び新たに民間の発信力を生かしたプロモーション事業を実施するための経費となっております。

次のページにかけて、13節使用料及び賃借料38万2,000円は、出張時の有料道路及び駐車場の使用料のほか、動画素材を利用するための使用料及びお種さんの資料館の土地借上料でございます。

なお、本年度予算で消耗品から支出していた動画やイラストデザインに使用するソフトの利用に伴う費用を計上させていただいております。

第18節負担金補助及び交付金4,182万4,000円でございます。まず、負担金30万4,000円につきましては、本市をPRするために配置した動画や画像を編集するためのアプリケーションの利用方法を学ぶ講座への参加費用及び埼玉県物産観光協会の年会費のほか、観光事業の提供や市内事業者と共同で地場産品の直売などに取り組むための負担金でございます。

次に、補助金3,200万円は、一般社団法人羽生市観光協会の補助金でございます。前年度と比べ50万円減少しており、各種イベントの開催や芸能団体への補助及びその支援等を行う観光協会の運営費と人件費でございます。

交付金950万円は、世界キャラクターさみっとin羽生の開催に伴う交付金でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 観光プロモーション課で本年度新規事業、また、重要視している事業等ございましたら、詳細に説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 まず、3点ございます。

まず初めに、ふるさと応援寄附金事業でございます。

引き続き、市内返礼品提供事業者とともに、本市の魅力アップに二人三脚で取り組むこと。また、国の税制改革大綱による規制に適切に対応すると同時に、安定的な寄附金の確保を目指すものでございます。

次に、民間の発信力を生かしたシティプロモーションの推進でございます。

来年度は、NHK朝の連続テレビ小説に清水卯三郎が実名で登場することですので、この機会にムジナモ、藍染、いがまんじゅう、各種イベントなど、本市の観光資源、魅力について、他自治体の例を参考に、インターネット上での発信を充実させようとするものでございます。

最後に、明日、この場で一般会計補正予算（第12号）により説明いたします令和7年、8年度一体予算による利根川の観光活用事業でございます。

道の駅周辺を起点とした川の魅力を再発見するための親水イベントを開催するとともに、川の利活用について、事業者参入の可能性や地域での利活用に対する意識の調査を進めようとするためのものでございます。

以上でございます。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 すみません。先ほどのところで、着ぐるみの貸出料21万6,000円の貸出先と、各着ぐるみごとの貸出しによるピーアールの内容が1点です。

もう一つ、114ページの民間の発信力を利用しましたプロモーション委託ですが、これはいつ頃、どのような形での募集がされるのかという、2点お願いいたします。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 まず、最初の着ぐるみ貸出料の関係でございます。

こちらにつきましては、実績といたしますと、市の関係団体、例えば防犯であるとか公益関連団体、また、市内の民間事業者にも貸し出しております。

続きまして、民間の発信力に関する部分でございますけれども、こちらにつきましては、私どもも、まだ研究段階のところがございますが、県の広報アンバサダーの実施状況を見定め研究させていただきつつ、四季を通じてそれぞれの年代、あるいは日本人向けなのか外国人向けなのか、そういったところも分別しながら、発信していただける方を選定していきたいと思っております。予算成立後、4月早々に着手していきたいと考えております。

○田口さとる委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 羽生は着ぐるみがいっぱいありますよね。この着ぐるみは1体1日幾らとか、そういうふうな何か一覧表とか、PR方法はどのような形で行うんですか。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 基本的には1体1日1,000円ということで貸し出しております。

○増田敏雄委員 全部統一。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 営利を目的する場合なんですけれども、こちらについては5,000円で貸し出してしております。

○増田敏雄委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 今、ふるさと納税というのは、全国でやっていない自治体はないと思うんですけれども、この羽生市で今、目標3億8,000万というふうに上げていたようなんですけれども、この羽生市には、税金として得る金額と出ている金額との差引きは、当然プラスだと思うんですけども、どれぐらいこれやった結果プラスになっているか、それが1つと。

それともう一つ、羽生市の特産、聞いていると米ぐらいかなと思うけれども、でも、変わったところでは文化ホール独り占めとか、あるいはムジナモが欲しいよとか、そういったものはないんでしょうかというところで。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 まず、令和6年度の収支というところで説明させていただきます。

先に結論から申し上げますと、1億1,800万円程度が利益となります。これは、内容といたしまして、寄附金額の50%程度の必要経費がございます。そして、申告による寄附金の控除については、市内の方がほかの自治体に寄附をすれば、その分がマイナスになりますが、75%は交付税措置されておりますので、そこを勘案した結果ということになります。

続いて、品物でございます。

品物、先ほど委員の申されたようなものもございます。令和7年度について見ますと、

洋菓子店のパイケーキ、こういったものが順位として1位になっております。そして、新しいところでは、豚のハンバーグ、羽生市産の豚を使ったハンバーグ、そして「あまりん」ですね、イチゴでございます。こういったものが新たに柱の返礼品として支えているほか、リポビタミンDなど既製品もございます。

以上が説明でございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 現実には、これはもう全国でやっているんだらう、競争だから。やるからには勝たなくちゃならないので、今1億1,000万プラスということで、これを、自分ら市民としては、頑張っ、このプラス1億1,000万を倍にしておかないと思っている、頑張ってもらいたいと思います。

終わります。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 世界キャラクターさみっとのところなんですけれども、950万となっております。これ令和7年度も950万で、令和6年度が1,000万です。

この間の議案質疑のときに、令和7年度から会場変わって、市役所の駐車場と平和公園になって、そのときに会場の賃借料やテント代が削減できたという答弁があったんですね。令和6年度のときは会場、イオンの駐車場で行っていたと思うんですけれども、そのときに1,000万でこちらのときは950万、確かに削減できているんですけれども、この950万でよろしいのかどうかというところをちょっと確認させてもらいたいですけれども、削減どのくらい、実際に本当に50万くらいしか削減できていなかったのかというところを教えてくださいたいんですけれども。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 950万円の件につきましては、さきの本会議で説明させていただいた部分もございますけれども、昨今の物価高騰ということもございまして、テント等をお借りする金額で、実際は950万を超えているような状態でございます。

そのような中で、やはり会場使用料の話でございますが、この羽生市役所、現有施設を使用させていただくことで、また、近隣の事業者の土地を無償に近い形で貸し出していただいたことで、何とか事業を成り立たせていただいております。

もちろん、実行委員からは予算が欲しいという意見が出ますが、市としてはほかの事業もごさいますので、削減方向で考えております。

しかし、昨年と同額で要求しており、物価高騰ということでのみ込めなかったとご理解いただければと思っています。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 令和7年度の決算もまだこれからなので、場所もイオンから変わったということで、ちょっと比較させてもらったということでごさいました。

○田口さとる委員長 じゃ、すみません。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をしばしお預かりさせていただきます。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 114ページ、12節の民間の発信力を生かしたプロモーション云々かんぬんのところ、議案質疑でも昆議員からあったところではあるんですけども、私なりにちょっと気になったのが、インフルエンサーを活用するという話がありました。機を見るに敏となるじゃないですけども、今そういう発信力のある人を、特に動画とかの発信力のある人のお力を使うというのは、すごく素早い対応でいいかなとは思っておるんですけども、私も今回も委員会でも何回か発言しているんですが、なかなかこういう事業を終えるタイミング、終わらすタイミング、見切りをつけるタイミング、これがなかなか難しかったりすると思うんです。

インフルエンサーというのも、今は、T i k T o k、何だとかで、当然見る方、利用する方も多い、媒体としてもすばらしいとは思うんですけども、またいずれこの辺の人たちもはやり廃りがあって、どこかのタイミングでしぼんでいく、あまり効果がなくなっていくという、いわゆる今の言葉でオワコンみたいになることも、この後下がると思うんですね。そのときの見切りのつけ方、見切りをつけるタイミングとかいうのは今お考えなのかというのをちょっとお聞きしたいんです。お願いします。

○小林誠弥副委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 今いただきました出口の部分につきましては、民間のインフルエンサーの活躍により、私どもが持っている公のSNS媒体にも影響が多分に出てくると思います。そういった連携が、SNS、インターネット上で分かったよう

な段階で、出口戦略をできればいいのかなと思っています。

また、我々公の人間が、人事異動を伴う環境の中で、画一的に発信をしていくというのはなかなか難しい状況でございます。先ほど申しました、例えば埼玉県のアンバサダーとして何名も登録されている方がいますが、この辺の方々からお話を伺っているところでございまして、そういった方の意見も加味しながら進めていければと思っております。

なお、今回、予算を要求させていただく内容といたしますと、二次利用も考えてございます。彼らがつくった動画などの二次利用も含めて委託していければというふうに思っております。

また、このインフルエンサーというのは、インサイトといいまして、動画の視聴の回数であるとか、視聴する層であるとか、そういったものを分析するツールを持っております。そういったものもつぶさに見させていただいて、今後の事業に生かしていければというふうに思っております。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 そうしていろいろ考えると、もちろん新規事業考えるところもあるんですけども、要は、どこでやめるか切るか、その辺の話。具体的には、どうなったら、先ほどもちょっと、市のホームページとかち合ったりするようだったらちょっと考えるよみたいな話だったと思うんですけども、どのくらいになったらその人たちと縁を切ると、そういう人たちに出すのをやめるのかというのを、もう少し具体例あるとありがたいんですが、どうでしょう。

○小林誠弥副委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 恐らく、K P Iということで、指標といたしますと、コロバスであるとか、あるいは、そうですね、閲覧数がどれぐらい伸びるかということであろうと思います。

また、SNSのインサイトをしっかりと研究していかなきゃいけないと思います。事業を実施してから数字を検証していくという順番になろうと思いますので、ご理解いただければと思います。

○田口さとる委員 じゃ、以上です。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長に座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 この間、3月6日の東京新聞に、羽生のPR大使にVチューバーがなったんだけど、この大使に任命するとかというのは市長権限かい。議員が一人も知らなかったと思うんですけども、卯月さんって知っていますか。

そういうものを、例えば羽生の魅力を発信してくれるとかって、それはやってくれたということらしいんですけども、全然知らないで、議会も誰も知らないようなね。これが急に、それもまた3月6日、この間、議会があった日だよ。新聞に載る前にでも、ひとつ話がなくなっちゃならないんじゃないですか、知っていましたか。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 情報の発信につきましては、大変恐縮でございます。大変申し訳ございませんでした。

まず、今回の件に関しましては、羽生市の公認PR大使というものは、実はこの前にもう一キャラクターおまして、羽生市のパサール羽生のキャラクターがPR大使ということで、無償で羽生市をPRしていただくというものでございます。

その第2弾でございますけれども、これは条件がございまして、実は、昨年末にふるさと納税のアシストということで、業界団体でVチューバーがふるさと納税を応援する企画というものをやりました。我々が何か費用を出したかということ、何も出していない。

〔「いや、そうじゃなくてね」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 どうぞ。

○島村 勉委員 そうじゃなくて。だから、議会へ一言も話ししないでそういうのを。じゃあ、2人もあるわけですから、もう一人いるんですか。それもおかしくないですか。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長、どうぞ。

○出井昭悟観光プロモーション課長 こちらにつきましては、市長決裁でさせていただきました……

〔「いやいや、市長が」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 市長が決裁したんじゃない。だから、議員に知らせるとか、羽生市のPR大使とか、それを公認したとかというのであれば、それ以前に議会にかけなくちゃおかしくないんですかと。議会軽視だと思いますよね。

○田口さとる委員長 観光プロモーション課長。

○出井昭悟観光プロモーション課長 以後、気をつけさせていただきます。

○田口さとる委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 零時 00分 休 憩

午後 零時 59分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、農政課所管部分について、農政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

農政課長。

○久保弘之農政課長 農政課の久保でございます。よろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、同席させていただきました職員を紹介させていただきます。農政課課長補佐兼農村整備係長の中嶋です。

○中嶋英貴課長補佐兼農村整備係長 中嶋です。よろしくお願いいたします。

○久保弘之農政課長 恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算のうち、農政課が所管いたします歳出、第6款農業費についてご説明申し上げます。

お手元画面の104ページをご覧ください。

第6款農業費の予算総額は3億2,569万1,000円で、前年度当初予算に対しまして1,942万円の増額となっております。

それでは、目ごとに順次ご説明申し上げます。

まず、第1目農業委員会費は、農業委員会事務局の職員人件費及び委員会の運営に要する経費です。予算額は3,590万5,000円で、前年度当初予算に対しまして83万3,000円の増額となっております。

主な特定財源でございますが、（県）農業委員会費補助金358万2,000円は、委員報酬及び職員人件費を対象とした県からの定額補助です。

それでは、説明欄中段の◎農業委員会一般経費について申し上げます。

主な内容といたしまして、1節報酬1,240万8,000円の農業委員会10人及び農地利用最適化推進委員14名の報酬です。

次に、105ページ、中段の第2目農業総務費は、農政課職員人件費及び旅費等の経費です。

説明欄、下から3行目の◎農業総務一般経費は、農地中間管理事業を専門に推進する会計年度任用職員1名の報酬等の経費です。

特定財源の農地中間管理事業業務委託金299万9,000円は、この人件費に充当となります。

次に、106ページ、中段の第3目農業振興費は、農業政策、農業経営支援及び新規就農者対策等の農業振興に要する経費です。予算額は3,093万4,000円で、前年度当初予算に対しまして1,271万1,000円の増額となっております。

特定財源の主なものは、上から3つ目、（県）経営所得安定対策推進事業費補助金260万円は、農業再生協議会が行う経営所得安定対策に対し交付されるものです。その下の（県）経営発展支援事業費補助金540万円は、認定新規就農者への青年就農給付金や、新規就農総合支援事業に対する国の補助金で、補助率は国10分の10となっております。

それでは、説明欄、◎農業振興一般経費について、主なものを申し上げます。

説明欄、下から6行目、12節委託料のアライグマ等捕獲処理業務委託料630万円は、箱わなの貸出しによって捕獲されたアライグマの引取り、処分などに係る経費です。

続いて、107ページです。

18節負担金補助及び交付金のうち、補助金の農業再生協議会補助金260万円は、国の米政策、経営所得安定対策事業の推進に係る経費であり、派遣職員の委託料、水田管理システム等の事務的経費に使用されるものです。

続いて、中段、◎農業振興助成事業のうち、主なものを申し上げます。

18節負担金補助及び交付金のうち、補助金の遊休農地解消対策事業費補助金150万円は、市内の遊休農地の解消・活用を進めるため、遊休農地を借り受け、耕作できる状態に再生する事業等を実施する農業者を支援し、遊休農地の再生利用を図るも

のです。

次に、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート補助金749万5,000円は、農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の導入と農業支援サービス事業体の育成や活動を支援するもので、財源は国10分の10です。

続いて、下から5行目、◎新規就農支援事業です。

主なものとして、次のページ、18節負担金補助及び交付金のうち、上から5行目、青年就農給付金（経営開始型）165万円は、就農を開始して間もない認定新規就農者に対し、その後の定着を図るため支援するもので、令和8年度は1名分を計上しております。財源は、国10分の10です。

次に、新規就農総合支援事業補助金375万円は、就農後の経営発展のため、県が認定新規就農者に対し機械等の導入を支援するものです。財源は、全額国・県となります。

続きまして、第4目畜産業費は、畜産農家の経営安定を図るために実施する家畜伝染病予防のための事業等に要する経費です。予算額は136万8,000円で、前年度当初予算に対して増額となっております。

18節負担金補助及び交付金のうち、補助金の市家畜自衛防疫協議会補助金126万円は、家畜伝染病の発生を予防するため、豚熱ワクチン予防接種の助成や防疫薬剤の配布を行う羽生市家畜自衛防疫協議会への補助金です。

続きまして、第5目農地費ですが、これは農業の生産性・効率性の向上を図るため、区画拡大などのほ場整備事業や、用排水路改修工事等による生産基盤の整備に要する経費です。予算額は1億2,808万4,000円で、前年度当初予算に対しまして160万3,000円の減額となっております。

主な特定財源ですが、1つ目の県単土地改良事業費補助金1,000万円は、水路への転落防止柵設置に対する県補助で、補助率は2分の1です。

特定財源2つ目の多面的機能発揮促進事業費補助金2,358万7,000円は、農業・農村の多面的機能を維持発揮するための地域の共同活動を支援するための補助金です。具体的には、農道や農業用水路の保全、自然環境の保全、景観形成などの活動を支援するものです。

それでは、説明欄、◎農地一般経費について、主なものを申し上げます。

12節委託料の多面的機能支払事務支援委託料319万円は、農地の多面的機能の維持管理に取り組む組織が行なっている活動の現地確認及び書類作成に係る業務を埼玉県

土地改良事業団体連合会に委託するものです。

次に、経営体育成促進換地等調整業務委託料345万4,000円は、弥勒北地区の圃場整備の実施に向けた換地等の調整に係る業務を埼玉県土地改良事業団体連合会に委託するものです。

続いて、109ページです。

◎用排水路改修事業のうち、主なものを申し上げます。

12節委託料のうち、調査測量設計委託料712万円は、令和8年度に実施する予定の水路改修等の工事に必要な測量や設計業務に要する経費です。

次に、14節工事請負費の用排水路等改修工事請負費5,600万円は、地区要望の用排水路改修工事5か所、水路転落防止柵設置工事1か所及び緊急修繕工事に要する経費の計上です。

次に、中段、◎団体助成事業について申し上げます。

主なものとしたしましては、18節負担金補助及び交付金のうち、負担金として、下から7行目、農業基盤整備基礎調査等負担金630万円です。これは、弥勒北地区の圃場整備の事業化に向けて、県が実施する基礎調査に係る市の負担金です。弥勒北地区は、県営ほ場整備事業に向けて、令和6年、7年度より基本設計が行われ、令和8年度は事業化に向けて事業計画等を作成、完成する見込みとなっております。

次に、一番下、交付金、多面的機能支払交付金2,719万8,000円は、地域ぐるみで農地を維持するため、農地の保全管理や水路の泥上げ、農道の草刈りなどに取り組む13の地域を支援するものです。

続きまして、110ページです。

第6目農村センター費は、三田ヶ谷農村センターの管理運営及び施設の維持管理に要する経費です。予算額は641万4,000円で、前年度当初予算に対しまして46万6,000円の減額となっております。

主なものとしたしましては、10節需用費のうち、修繕料200万円は、施設の老朽化による緊急修繕に要する経費です。

次に、12節委託料のうち、農村センター管理業務等委託料242万4,000円は、施設運営管理や夜間警備に係る経費です。その下の樹木伐採業務委託料30万3,000円は、敷地内の桜の木がクビアカツヤカミキリの食害を受けたため、伐採に要する経費です。

次に、第7目市民農園費121万6,000円は、東4丁目にあります市民農園95区画の管理運営に要する経費です。

続きまして、111ページになります。

第8目農林公園費は、三田ヶ谷農林公園の指定管理料及び施設維持管理などに要する経費です。予算額は3,305万円で、前年度当初予算に対しまして372万円の増額となっております。

説明欄、◎農林公園一般経費の主なものについて申し上げます。

12節委託料の農林公園指定管理料2,630万円は、令和5年4月より指定管理者に指定された株式会社アグリメディアが農林公園の維持管理を行うに当たり、5年間の協定に基づく指定管理料について計上するものです。

13節使用料及び賃借料のうち、空調機借上料270万6,000円は、物産館及びレストラン棟の空調機のリースに係る経費です。

最後に、◎農林公園施設整備事業について申し上げます。

12節委託料、農林公園改修工事実施設計委託料50万円は、開園から25年が経過し老朽化した高圧受電設備から電力会社配電線へ波及事故を防止するため、PAS及び高圧ケーブルを交換するための設計委託料に係る経費です。

次に、14節工事請負費、農林公園施設改修工事請負費352万円は、先ほどのPAS及び高圧ケーブルの更新工事に要する経費です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 農政課所管による新規事業や重要視している事業等ございましたら、詳細のほうをご説明ください。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 それでは、令和8年度の重点事業3つを挙げさせていただきます。

1つ目は、ほ場整備事業の推進です。

令和2年度から事業が始まった県営埼玉型ほ場整備事業の村君地区が、令和7年度に完了いたしました。また、令和6年度から始まった藤井下組（2期）地区の公社営の埼玉型ほ場整備につきましても、この3月末で完了の見込みです。

令和8年度は、弥勒北地区の令和9年度の事業化に向けて、引き続き基礎調査や地元
の調整を行なってまいります。

今後も、国や県の補助を受け、ほ場整備事業を推進することで、農地の利用効率を向
上させ、持続可能な農業を実現してまいります。

2つ目は、遊休農地の解消です。

市内の遊休農地は、ここ数年60ヘクタールから70ヘクタールと増加傾向にあり、
今後も農業者の高齢化や農業従事者の減少により、適切な利用がなされていない農地、
いわゆる耕作放棄地等の発生と増加が懸念されます。農地が農地として適切に使用され
るよう、また、隣接する耕作者や担い手の方へ引き継いでいけるよう、遊休農地解消事
業の周知を図り、畦畔撤去による区画の拡大や作付支援など、解消と発生防止に努めて
まいります。

3つ目は、新規就農者への支援です。

令和8年度は、市内イチゴ農場で研修をしていた方が、認定新規就農者として独立し
て経営を開始する予定です。まだ40代前半と若い農家さんで、農業法人にて野菜の栽
培技術を学んだ後、三田ヶ谷のチャレンジファーム内にある農場でイチゴの生産から出
荷までの技術を身につけられた方です。きちんと羽生市に定着していただけるよう、県
と協力しながら支援してまいります。

以上です。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 アライグマのところ630万というの、これはアライグマって、まちう
ちじゃあんまり見ないから分からないんだけど、どのぐらい年間捕獲するのか、そ
れが1つと。

あと、スマート農業の農業支援サービス事業、これ毎年あると思うんですけども、
同じ人になっていないのか、同じ団体になっていないのか。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 アライグマですけども、こちらは年々増加しておりまして、まち
うちでもやっぱりアライグマの被害等を結構お聞きしておりまして、わなの貸出しも行
なっております。

〔「空き家か」と呼ぶ者あり〕

○久保弘之農政課長 空き家、そうです。農業被害ですと、農政課からのわなの貸出しで、建物等であれば、環境課からの貸出しというような形で分かれております。

捕獲数は、令和4年度ですと198頭、5年度が203頭、6年度が249頭、7年度はまだ1月末までの集計ですけれども306頭と、年々増加をしている状況です。

次に、スマート農業ですけれども、こちら令和7年6月の補正予算で上げさせていただいたんですが、農業の持続的な発展を図るため、こちらスマート農業技術の導入と農業支援サービス事業体の育成や活動を支援する補助金となりまして、補助率10分の10。こちら団体につきましては、補正のほうですと、ほくさいグリーンアグリという団体が要望しておりまして、こちら令和8年度につきましても、そちらの団体での活用ということで今お話を聞いているところです。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 今のスマート農業の団体というのは、市内にあるわけですか。そして、どのような団体になっているのか。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 先ほどのほくさいグリーンアグリですが、こちらはほくさい農協が出資した100%子会社の形になります。市内の……

〔「市内」と呼ぶ者あり〕

○久保弘之農政課長 はい。事業所のほうが、前の須影の農協のところにあります。

〔「須影の農協の中に」と呼ぶ者あり〕

○久保弘之農政課長 はい。前の須影支店だったところがそうです。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 農協の中の団体ということか。

〔「農協が出資した団体」と呼ぶ者あり〕

○島村 勉委員 農協の出資団体。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○島村 勉委員 それは、例えば場所的なものはどこでも、須影だか分からないけれども、ほくさいグリーンアグリというのは、どこでもやっているということか、地域的には。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 市内いろんなところで、農業者から委託されて、農作業の効率化を行なっております。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 大体毎年そのような事業を展開している、同じほくさいグリーンアグリというところは。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 こちらの補助メニューを使うのは2回目になるんですけども、事業内容につきましては、水稻だとか、あとは畑、麦とかいろいろと作業を委託されて、中間管理を通じて農地の貸し借り等も行いながら作業をしております。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 アライグマのほうですけども、この処分というのは、ただ何というの、燃やしてもらっちゃうとか、捨ててもらおうというだけのことなんですか。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 貸し出したわなにアライグマ等がかかった後、生きている、そのわなを回収して、環境課の最終処分場にある建物内で、ガスで安楽死させて、その後、清掃センターに持込みをさせていただいています。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それを何とか、職業とか、何か活用はできないのか。例えば、昔は騎西に食肉センターみたいのあったんですけども、今はあるかどうか。そういうようなところで、金になるかならないか分からないけれども、負にならないようなやり方というのは何か研究はできないんですか。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 すみません。アライグマを食肉に使ったという事例は、県からも聞いておりませんので、今のところ活用の予定は。

○島村 勉委員 研究してください。

○田口さとる委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時30分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、会計課所管部分について、会計管理者兼会計課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

会計管理者兼会計課長。

○岡田隆史会計管理者兼会計課長 会計管理者兼会計課長の岡田でございます。よろしく
お願いいたします。

同席の職員を紹介します。会計係長の木元でございます。

○木元典子会計係長 よろしくお願いいたします。

○岡田隆史会計管理者兼会計課長 どうぞよろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、令和8年度一般会計歳出予算のうち、会計課所管部分につきましてご説明
いたします。

参考資料1、予算説明書の31ページをご覧ください。画面が31ページになってお
ります。

初めに、第2款総務費、第1項総務管理費、第4目会計管理費です。

本年度予算は2,467万7,000円で、前年度より217万9,000円の減で
す。

右側、説明欄をご覧ください。

会計一般経費の主なものについて説明いたします。

まず、第10節需用費の3行目、印刷製本費5万9,000円は、共通封筒などの印
刷製本費です。

次に、第11節役務費、手数料のうち3行目、公共料金事前通知サービス取扱手数料
16万4,000円は、電気料、電話料、水道料、NHK受信料などの公共料金につい
て、事前にその請求通知をデータで受け取るための手数料です。

その下、公金取扱事務手数料110万円は、指定金融機関である埼玉りそな銀行の市

役所内の派出所に関わる人件費等の経費の一部負担として、同行に支払うものです。

公金振込手数料1,462万7,000円は、公金の振込を行うための手数料です。前年度から187万6,000円増となった理由は、振込件数の増加が見込まれるためです。

現金取扱保険料10万6,000円は、市の公金について、保管や輸送中に火災や盗難などにより損害が生じた場合に補償される全国市長会の公金保険の費用です。

次に、第12節委託料、日計処理業務委託料752万3,000円は、市税等の納付に関わる日計処理業務の委託料です。市民の皆様から納めていただいた税金などの納入済通知書の読み取り処理を行い、歳入の会計別、科目別などにデータ化する業務です。

次に、第13節、一番下にあります使用料及び賃借料21万4,000円は、32ページに移ります。口座振込による支払いをするための伝送システム使用料です。

次に、第23節投資及び出資金の事務取扱資金42万4,000円は、窓口での公金の取扱い時に釣銭が必要な課に対して、年度当初に支出し、年度末に回収しています。

次に、46ページをご覧ください。

19目諸費のうち、47ページです。47ページ、上から3つ目の◎収入印紙売りさばき事業です。

第10節需用費の消耗品費425万円は、パスポート申請等のため、収入印紙を郵便局から購入する費用です。これまでの売上げの推移などを鑑み、425万円としております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時38分 開 議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、監査委員事務局の所管部分について、監査委員事務局長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

監査委員事務局長。

○須藤直之監査委員事務局長 監査委員事務局長の須藤です。よろしく願います。

申し訳ありませんが、着座にて説明させていただきます。

参考資料1、一般会計・特別会計予算説明書の38ページをご覧ください。

右側、説明欄、公平委員会一般経費27万円について申し上げます。

1節報酬12万4,000円は、委員3名分の報酬です。

8節旅費4万4,000円は、全国、関東、埼玉県それぞれの公平委員会連合会で開催される総会、研究会の参加に伴う委員の費用弁償及び職員の普通旅費でございます。

18節負担金補助及び交付金9万円は、全国公平委員会連合会などの負担金や研究会の参加者負担金でございます。

次に、固定資産評価審査委員会一般経費7万7,000円について申し上げます。

主なものが1節の報酬となり、固定資産評価審査委員会委員3名分の委員報酬5万4,000円となっております。

次に、58ページをご覧ください。

右側、説明欄、最下段にございます監査委員一般経費164万4,000円について申し上げます。節ごとの説明は、59ページをご覧ください。

1節報酬118万7,000円は、委員2名分の委員報酬です。

10節需用費35万5,000円は、加除式実務書の追録代などとなります。

18節負担金補助及び交付金8万9,000円は、全国都市監査委員会などの負担金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時43分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

学校教育部長。

○高野 達学校教育部長 皆さん、こんにちは。学校教育部長、高野でございます。

先週の議案質疑、一般質問ではお世話になり、ありがとうございました。

本日ご審議いただく学校教育部所管の第10款教育総務費、小学校費、中学校費につきましては米花教育総務課長と柿沼学校教育課長が、保健体育費につきましては田口学校教育課参事兼給食センター所長がご説明申し上げます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算【別冊1】

のうち、教育総務課及び学校教育課所管部分について、教育総務課長及び学校教育課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 教育総務課長の米花でございます。

関連がありますので、柿沼学校教育課長とともに、よろしく願いいたします。

同席している職員を紹介いたします。教育総務課総務係長の平川と学校教育課課長補佐の辻でございます。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

議案第2号 令和8年度羽生市一般会計予算、第10款教育費のうち、教育総務課及び学校教育課の所管分の主なものについて、予算書に沿って説明申し上げます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会一般経費、1節報酬239万円のうち236万2,000円は、教育委員4人分の報酬でございます。月額報酬は4万9,200円です。

9節交際費20万円は、教育長及び教育委員の交際費で、各種団体の総会等の会費及び慶弔費でございます。

ページが変わります。

次に、第2目事務局費です。

まず、教育総務課所管分の事務局一般経費です。

10節需用費のうち消耗品費14万9,000円は、前年度予算額から21万6,000円減少しております。これは、コピー代について、企画課が一括して予算要求することになったことによるものでございます。

○柿沼宏充学校教育課長 それでは、学校教育課が所管します事務局一般経費4,689万7,000円のうち、主なものについてご説明させていただきます。

141ページをご覧ください。

いじめ問題調査審議会委員の報酬78万円は、平成25年いじめ防止対策推進法実施に伴い、いじめ防止のための教育委員会附属機関及びいじめ重大事態の調査機関として設置された羽生市いじめ問題調査審議会の委員5名分の報酬でございます。

羽生市学校運営協議会委員報酬75万6,000円は、市内全小・中学校において学校運営協議会を設置し、その委員のための報酬でございます。

新規事業として、部活動地域展開検討委員会等報酬10万8,000円は、部活動の地域展開を進めていくための検討委員会に係る委員報酬となります。

7節報償費、報償金151万7,000円は、学力アップ羽生塾講師への報償金や各種研修会の講師謝金等の経費でございます。

11節役務費127万4,000円のうち、手数料108万1,000円は、児童・生徒の尿検査、児童・生徒の結核定期診断精密検査の手数料、車検の手数料等でございます。

142ページに移ります。

12節委託料758万8,000円は、教職員の健康診断、児童・生徒の側弯症の検査、心臓検診、水質検査、また、児童・生徒の学力検査確認のための学力アップテストの委託料等でございます。

13節使用料及び賃借料1,565万4,000円は、不登校未然防止に向けた健康観察アプリ「リーバー」の使用料及び自動車の借上料、タブレット端末の学習支援ソフト「ミライシード」の使用料でございます。

18節負担金補助及び交付金733万2,000円は、各種研究会、協議会等の負担金37万円と、この後143ページに続きますが、各種学校事業への交付金696万2,000円でございます。

143ページご覧ください。

19節扶助費360万円は、育英資金給与費と就学資金給与費等でございます。育英資金は高校生に月額1万円、奨学資金は大学生に月2万円給与するものです。

20節貸付金200万円は、入学準備貸付金として、高校と大学への入学者に貸し付けるものです。高校生は1人40万円、大学生は2人で80万円、これは前期と後期に分けております。これを貸し付けするものとなります。

特定財源として、18ページに記載がございますが、入学準備の貸付金の元金収入として94万3,000円の貸し付けた方からの返済の納入がございます。

続きまして、英語教育推進事業について申し上げます。

予算額6,058万9,000円は、ALTに係る給料と委託料、英語検定の助成金を中心となります。

2節給与329万3,000円は、姉妹都市フィリピンのバギオ市からの招致している国際化推進員1名に係る給料でございます。ALTとして中学校への配置を予定しております。

3節職員の手当と4節共済費については、同じく直接雇用の国際化推進員のALT1名に関するものでございます。

この後、144ページにまたがりませんが、12節委託料5,251万9,000円は、派遣事業者から派遣される英語指導補助（ALT）に係る委託料でございます。小学校9名分、中学校2名分のALTのものです。各校での外国語活動や外国語科の学習の補助として仕事をしてもらいます。

13節使用料及び賃借料54万円は、バギオからのALT1名分の家賃賃借料負担分でございます。

特定財源として、19ページに記載がございますが、雑入としてALT家賃の個人負担金がございます。家賃の月額の半額に当たる金額を個人負担としており、計27万円

を本人から納入していただいております。

18節負担金補助及び交付金133万円のうち、補助金100万円ですが、これは中学校3年生への英語検定の受験料の助成金となります。

次に、発達障がい等早期支援対策事業461万2,000円について申し上げます。

12節委託料322万1,000円は、臨床心理士の巡回相談とWISC検査実施の委託料です。

13節の使用料及び賃借料132万円は、特別支援教育コーディネーターが使用している教育ソフトの使用料となります。

○米花竜二教育総務課長 続きまして、GIGAスクール構想整備事業についてです。

11節役務費、タブレットリサイクル手数料318万8,000円は、学習用タブレットの更新に伴い、現在使用しているタブレット3,979台の処分に係る手数料でございます。

17節備品購入費2億5,305万4,000円は、学習用タブレットの更新に伴い、新たに3,870台のタブレットを購入するものでございます。購入に当たっては、埼玉県の共同調達により、埼玉県が入札を行います。

なお、特定財源としては、埼玉県公立学校情報機器整備事業費補助金1億4,190万円、GIGAスクール構想整備事業債1億1,110万円となっております。

次に、第2項小学校費、第1目学校管理費の小学校管理一般経費のうち、教育総務課所管分でございます。

1節報酬、校医報酬678万1,000円は、学校医、学校歯科医、眼科医、学校薬剤師に対する報酬です。

10節需用費のうち、電気料5,000万円は、令和7年度からの執行状況に鑑み、前年度比204万8,000円減少しております。

修繕料1,420万9,000円は、各学校からの施設の修繕要望や、近年増加しております学習タブレットの修理に対応するため、前年から215万2,000円増加をしております。

ページが変わります。

12節委託料、スクールバス運行业務委託料4,081万3,000円は、羽生東小学校スクールバス4台の運行に係る経費であり、令和7年度から5年間の債務負担行為

による契約の2年目となります。

13節賃借料のうち、パソコン借上料1,951万8,000円は、小学校用センターサーバー及び教職員用のパソコン244台の賃借料です。

防犯カメラシステム借上料128万3,000円は、現在、防犯カメラを設置しておりますが、これの更新に合わせカメラ1台を追加し、各校、カメラ2台体制で防犯カメラを整備するものでございます。

14節工事請負費1,215万3,000円は、学校施設設備の改修費、工事費等で、羽生南小学校のトイレ洋式化改修工事などを予定しており、前年度比で161万8,000円増加をしております。

○柿沼宏充学校教育課長 続きまして、学校管理一般経費、小学校分、学校教育課所管分1,764万1,000円についてご説明をさせていただきます。

1節報酬1,415万2,000円は、小学校給食補助員の報酬でございます。

続きまして、147ページをお開きください。

11節役務費14万円について、手数料は聴覚検査に使用する機器のオーゾメーターでございますが、検査の手数料でございます。

13節使用料及び賃借料141万9,000円は、市内音楽会、藍染め体験教室、特別支援合同学習会における児童が移動するためのバスの借上料でございます。

18節負担金補助及び交付金81万円は、埼玉県、全国の小学校教育諸団体の負担金や会費等でございます。

○米花竜二教育総務課長 次に、小学校施設維持管理事業です。

12節委託料2,245万7,000円は、小学校9校の施設設備、樹木管理に係る業務委託料でございます。

ページが変わります。

そのうち、高木処理委託料308万3,000円は、電線への接触など危険性の高い高木について剪定等を行うものであり、前年度から143万1,000円増加をしております。

空調機清掃及び点検業務委託料169万7,000円は、エアコン等の清掃及び点検を行うものですが、特別教室にエアコンを設置したことに伴い、対象台数が80台増えたことから、前年度比62万4,000円増加をしております。

施設・設備点検業務委託料251万8,000円は、学校施設について劣化等の状況

を把握し、効果的な修繕を行うため、小学校3校（羽生北小、手子林小、羽生南小）の校舎、体育館について、建築基準法の規定に基づく点検等を実施するものでございます。

小学校サクラ等伐採業務委託料198万円は、クビアカツヤカミキリの被害を受けた桜10本を伐採するものです。

なお、特定財源として、国の特定外来生物防除等対策事業補助金99万円が充当されます。

次に、第2目教育振興費の教育振興一般経費のうち、教育総務課所管分です。

10節需用費のうち、消耗品費493万3,000円は、各小学校に新聞を2紙配備するための新聞購読料や調理実習の食材、実験用薬品等の消耗品でございます。

17節備品購入費のうち、教育用器具費455万9,000円は、一般教材費、クラブ活動費、理科教育振興備品等の購入に係るものです。

特定財源として、国の理科教育設備整備等補助金72万6,000円がございます。

図書購入費354万8,000円は、学校図書館図書の購入費でございます。

次に、19節扶助費のうち、特別支援教育就学奨励費178万3,000円は、特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、経済的負担を軽減するための援助を行うものです。

特定財源として、特別支援教育就学奨励費補助金がございます。

要保護児童就学援助費19万7,000円は、経済的理由により就学困難と認められる要保護世帯の児童の保護者に対し支給する、虫歯や結膜炎などの疾病の治療のための医療費と修学旅行費でございます。

特定財源としては、国の要保護児童援助費補助金として、医療費及び修学旅行費の援助に対する補助金がございます。

準要保護児童就学援助費1,446万6,000円は、経済的理由により就学困難が認められる準要保護世帯に対し、学校給食費、学用品費、修学旅行費、校外活動費等の援助を行うものでございます。

なお、こちらは令和7年度から1,241万6,000円の減額となっておりますが、令和8年度から国の方針により、小学校給食費無償化によりまして、学校給食費の援助分が減少することによるものでございます。

○柿沼宏充学校教育課長 続きまして、小学校教育振興一般経費、学校教育課所管分5,752万9,000円についてご説明させていただきます。

1 節報酬 4, 4 2 1 万 5, 0 0 0 円は、小学校における給食補助員以外の会計年度任用職員の報酬でございます。

1 2 節委託料 1, 0 2 6 万 1, 0 0 0 円は、1 4 9 ページに続きますが、これは水泳学習の業者委託料でございます。

1 3 節使用料及び賃借料 3 0 4 万円は、オンライン使用時の著作権等の使用料となっております。

1 7 節備品購入費、教育用器具費 3 1 万 5, 0 0 0 円は、学級増加に伴う教師用教科書や指導書、デジタル教科書の購入費となります。

○米花竜二教育総務課長 次に、第 3 目学校建設費の小学校施設建設事業です。

1 2 節委託料、手子林小学校トイレ改修工事实施設業務委託料 5 0 5 万円は、手子林小学校の校舎のトイレを全面改修する工事を行うための施設設計業務を行うものでございます。

続きまして、第 3 項中学校費、第 1 目学校管理費の学校管理一般経費のうち、教育総務課所管分です。

1 節報酬、校医報酬 3 5 4 万 6, 0 0 0 円は、学校医、学校歯科医、眼科医、学校薬剤師に対する報酬です。

1 0 節需用費のうち、電気料 2 2 0 0 万円は、令和 7 年度の執行状況に鑑み、前年度比 4 7 9 万 5, 0 0 0 円減少しております。

修繕料 9 0 6 万 3, 0 0 0 円は、各学校からの施設修繕要望や近年増加している学習用タブレットの修理に対応するため、前年度比 1 8 3 万 8, 0 0 0 円増加をしております。

ページが変わります。

1 3 節使用料及び賃借料のうち、パソコン借上料 9 4 5 万 3, 0 0 0 円は、中学校用センターサーバー及び教職員用パソコン 1 1 0 台の賃借料でございます。

防犯カメラシステム借上料 4 3 万 8, 0 0 0 円は、小学校と同様、各校 2 台体制で防犯カメラを整備するものです。

1 4 節工事請負費 8 6 0 万円は、学校施設設備の改修工事費で、南中学校普通教室の扉の改修工事などを予定しております。

○柿沼宏充学校教育課長 続きまして、中学校学校管理一般経費、学校教育課所管分 6 6 9 万 4, 0 0 0 円についてご説明させていただきます。

1 8 節報酬 5 6 6 万 2, 0 0 0 円は、中学校給食補助員の報酬でございます。

1 1 節役務費の手数料 6 万 2, 0 0 0 円は、聴覚検査に使用する検査機器オーディオメーターの検査手数料でございます。

1 8 節負担金補助及び交付金 3 0 万 4, 0 0 0 円は、埼玉県及び全国の中学校に関する教育諸団体の負担金、また会費でございます。

○米花竜二教育総務課長 次に、中学校施設維持管理事業です。

1 2 節委託料 1, 0 3 6 万 7, 0 0 0 円は、中学校 3 校の施設設備、樹木管理に係る業務委託料です。

ページが変わります。

そのうち、高木処理委託料 1 3 7 万 5, 0 0 0 円は、学校の高木の剪定、伐採を行うものであり、前年度から 8 7 万 5, 0 0 0 円増加をしております。

施設維持点検業務委託料 1 1 1 万 5, 0 0 0 円は、西中学校について、校舎、体育館の建築基準法の規定に基づく点検等を実施するものです。

中学校サクラ等伐採業務委託料 9 9 万円は、クビアカツヤカミキリの被害を受けた桜 5 本を伐採するものです。

なお、特定財源として、小学校費同様、国からの補助金 4 9 万 5, 0 0 0 円が充当されます。

次に、第 2 目教育振興費の教育振興一般経費のうち、教育総務課所管分です。

1 0 節需用費のうち、消耗品費 4 3 1 万 8, 0 0 0 円は、各中学校に新聞を 3 紙配備するための新聞購読料や実験用薬品の消耗品費でございます。

1 9 節扶助費のうち、特別支援教育就学援助費 1 0 5 万 6, 0 0 0 円は、特別支援学級に就学する児童の保護者に対する援助金でございます。

要保護生徒就学援助費 2 6 万円は、要保護世帯に対し、虫歯、結膜炎などの疾病の治療のための医療費、スキー学校でのスキーの借用料、修学旅行費を援助するものです。

準要保護生徒就学援助費 2, 7 5 1 万 9, 0 0 0 円は、準要保護世帯の生徒の保護者に対し、学校給食費、学用品費、修学旅行費等を援助するものでございます。

なお、令和 7 年度に 3 8 0 万 9, 0 0 0 円増額となっておりますが、これは学用品費等の支援対象者の増加を見込んでいることによります。

なお、扶助費に係る特定財源については、小学校費と同様でございます。

○柿沼宏充学校教育課長 続きまして、中学校教育振興一般経費、学校教育課所管分

2, 926万7, 000円についてご説明させていただきます。

1節報酬2, 727万8, 000円は、中学校における給食補助員以外の会計年度任用職員の報酬でございます。

13節使用料及び賃借料の賃借料24万4, 000円は、小学校でもありましたが、オンラインの使用時に係る著作権料等の使用料でございます。

説明は以上です。

○田口さとる委員長 ここで暫時休憩したいと思いますので、暫時休憩します。

午後 2時07分 休憩

午後 2時18分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 教育総務課並びに学校教育課所管の中で新規事業、また、重要視している事業等ございましたら、詳細な説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 教育総務課のほうから説明させていただきます。

重点事業としましては、今回当初予算にも計上しておりますが、GIGAスクール構想の推進に伴いまして、購入から5年経過しました学習タブレットの更新事業がございます。予算額として2億円を超える事業となっておりますので、埼玉県共同調達の入札状況をしっかり観察しながら、適正に更新作業が進むよう進めてまいりたいと思います。

補正予算のほうで計上させていただいておりますが、中学校の屋内運動場の空調機設置に関しまして、実施設計業務のほうを上げさせていただいております。

こちらの設計内容については、次の議案、あさってのときに審査をお願いするところではございますが、学校の体育館への空調機設置ということで、非常に関心が高まっているところがございますので、こちらのほうについても適切に進められるよう、注意していきたいと考えております。

もう1点、予算化はされていないんですが、西・南中学校区の小学校の再編成に向けた再編成準備委員会を、令和8年度に入りましたら立ち上げる予定でございます。

今回、学校再編成係ということで、教育総務課内に係を設置して推進することになりましたので、こちらを設置した後、地域の方、保護者の方と十分協議をしながら、再編成について進めてまいりたいと考えています。

以上、3点でございます。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 学校教育課所管分の新規事業、そして重点事業について申し上げます。

まず、新規事業について、ミライシード更新事業を上げさせていただきます。これにつきましては、以前までGIGAスクール構想において入ってきたタブレット端末にミライシードというものを導入させていただきましたして授業支援、そして子どもたちの学びの支援をさせていただいております。これにつきましては、5年を経過の後、更新という形で新たな機能を含めて、再度導入をしていくものでございます。

新たな機能といたしましては、先日の議案質疑の中でも部長が答弁をさせていただきましたが、まずテストパークというものが入っております。このテストパークというものは、新たに子どもたちの单元ごとの学習内容についてつまずきを確認し、評価をできるテストが入っております。学習の定着をタイムリーに子どもたちに確認ができるようなものです。

また、先生方にこの機能の活用率を上げてもらう必要がありますので、オンラインサポートも導入させていただきました。先生方がこう使いたいという思いを実現できるように、オンラインで相談することで、ベネッセの担当者が教材や実践例を紹介をしてくれますので、先生方にもこのサポートを活用していただきながら、授業改善に取り組んでいただこうと考えております。

また、重点事項といたしましては、まずは羽生市学力アップテスト事業、これは重点事項ということで継続をさせていただこうと考えております。

学力アップテストは羽生市のR-PDCAサイクル（R（リサーチ）を起点といたしましてPDCAサイクルを回すもの）の中で、C（チェック）に当たるものです。

12月に実施し、子どもたちの現状をC（チェック）をして、学び残しゼロを達成するための復習がしっかりと3学期にできるように仕組み化されているものです。令和7年

度からは、1・2年生も加えて実施をしているところです。

おかげさまで羽生市の学力も少しずつ伸びてまいりましたので、これについてはしっかりと来年度も実施しながら、子どもたちの学びをしっかりとサポートしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 それでは、ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 国から、理振法の予算によりまして理科教育設備整備費の補助金が出ていて、小学校72万6,000円、中学校29万3,000円ですけれども、これ学校ごとに台帳が用意されていて、充足率等が出ていると思うんですけれども、充足率が、分かる範囲でいいんですけれども、大体のことが分かれば教えてほしいということ、それが1点と。

実験器具も大分古くなったものが学校にあると思うんですけれども、それを廃棄してもらって新しいものに入れ替えるということで、廃棄がどんどん進んでいるその状況について伺います。2点お願いします。分かる範囲で結構でございます。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 ありがとうございます。

まず、理科備品等の補助金が入っています、充足率というところでございます。

小学校の理科備品については、充足率が、令和6年度末の段階になりますけれども55.23%、算数の備品のほうが131.58%となっております。

中学校に関しましては、理科の備品は、令和6年度末ですが51.86%、数学のほうの備品ですが、こちら46.84%となっております。

台帳のほうで管理をしておりますので、使えなくなってしまったものですか、ちょっともう様式として古いものについては、学校のほうで適切にその都度廃棄処分をしていただいて、毎年度購入をしたい要求について、教育総務課のほうに要望が上がって、処理をしているという状況でございます。よろしく願いいたします。

○増田敏雄委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 141ページの、まず部活動地域展開検討委員4名なんですけれども、4名というのはどういう方が検討委員になっているのでしょうか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 現在、検討委員につきましては、目下精査中ということになりますが、主に地域の各活動を主に取りまとめてらっしゃる方の中から選出を考えております。なかなかはっきりとしたことはまだ言えず申し訳ありません。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 それ一応検討しているんですけども、一応いつ頃までにやるという、そういう予定はあるんですか。決めているように、やっぱりこれから地域交流あるわけですから、8年度に本当はスタートしなくてはならないと思うんですけども、これは一応そこまでの目標設定というのはあるのでしょうか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏光学校教育課長 国もこの部活動地域展開については急ぎでやっていこうという方針ですので、他市町の状況も確認しながら、羽生市としても来年度早いうちに開催ができるように手続は進めてまいります。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 了解です。

すみません。146ページなんですけれども、スクールバス運行业務委託料でちょっとお聞きしたいんですけども、今、次年度で2年目を迎えますけれども、新たに入学される児童がおります。そこで、コース及び停留関係というのは変わっていくのかどうか、ちょっとそこを聞かせてください。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 ありがとうございます。

新入学生が入ってくるのが、健康診断というのが10月にありまして、その段階において、羽生東小学校に入ってくる児童の数が大体その時点で分かると思います。それで、住所のほうを確認しまして、バス停との距離を全部測っております。その内容を12月の羽生東小学校のPTAの会議のほうで、PTAのバスの運行に関わっていただいている保護者の方と協議をしまして、一部バス停の追加とバス停の位置の変更等を行っております。

その内容につきましては、新1年生に対し、一番最寄りのバス停はここです。もしバ

スを利用するようであれば届出書を学校に出してくださいということを郵送させていただいて、全てそのバス停で了解を得た上で、届出書の提出を受理しているところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 分からないんですけども、追加等ね、これどれぐらいの箇所なんでしょうか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 バス停の追加は1か所追加になっております。Aルートというところでバス停が1か所追加、Bルートというところでバス停の位置を少し変更したというところがあります。バス停の名称は変わらないんですが、位置を少し、バスが止まりやすい広いところに変更したというのがございます。

以上、2か所の変更でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 今の部活動地域展開検討委員会、4人って言いましたっけ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○島村 勉委員 4人は、例えば東中や西中とか、全体ででしょう。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ここに計上させていただいたのは、報償費としてお支払いする人数でございます。学校の代表者については、もちろん委員の中には含まれております。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 前もそうですけれども、学校の中だけで決めて、部活廃止とかなんとかというのがあったわけなんですけれども、それ公開というか、会議決定のときに、決定のときというか、どの辺で決めるのか分からないんですけども、今、羽生市だけで決めちゃうんじゃなく、県も国もちゃんとした方針自体も決まっていないときにこれが上がったので、そのようにちゃんとやってもらいたいなと思う。

また、今言ったように、3中学があって、3中学だけじゃなく、部活動というのは、例えば少年野球にしても、小学校全体で各地区というか、そういうのがあるわけなんですよね。それをこの前、本当に簡単に西中を廃止したようなやり方、それやられたんだ

が、前から言っていますけれども、それは、クラブチームがあるんだからとかというもののじゃなくて、今まで部活動があったということの意義があるわけですね。勉強だけじゃなく、そういうもので、お金もかけないで、何でも、何というか、体力をつくるなり、いろんな意味があつて部活があるわけなので、勝つ勝たないじゃ、強くなる強くならないじゃなく、それはそういう目標がある人はクラブチームもちろん行けばいいんだから、今まであったのをなくすようなやり方は簡単にやってほしくないと思うので、今言ったように、羽生市全体で4人の、学校の先生やね、分からないですけども、自治会の会長、会長は、でもあれだな。お金をもらわない人っていったら、市の職員か学校の先生か、そういうふうになるわけですね。

だから、その辺をきちんとしないと、偏った考えのままなっちゃうかと思うんですけども。あとは、体協のほうにもいろいろ何というか、検討してもらうような方法を取ってもらいたいと思うんですけども、いかがですか。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。

島村委員のおっしゃるように、部活動の意義については、こちらとしても大変重要なものと捉えております。その中でしっかりと、学校の中だけではなく、外部の方の意見も取り入れられるように、人選については市内の体育協会、また、文化芸能的なところの方々を視野に入れながら、広くご意見をいただけるように検討を進めているところで

す。しっかりと説明責任を果たせるように、今後も県・国の動向をしっかりと把握しながら、また、他市の状況についても把握しながらでございますが、なかなか羽生市ならではのものというか、他市のものをそのまま羽生市に持ってくればできるというわけではございませんので、羽生市の状況についてもしっかりとご意見を伺いながら、地に足を付けて進んでいきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 そういうことだから、なおかつ多くのそういう検討委員会になってもらうと、今言ったように、羽生市だけじゃなくてという感覚を持ちながら、南中、西中とか、そういう感覚じゃなくやってもらいたいと思うんですけどもね。

だから、ただ4人って、もちろん報酬払うのが4人だとは思いますが、それにしても少ないような気もしたので、どんなものかなと思ひましてね。ぜひ多くの意見、

また、県や国がいい方向に、本当は率先して向こうに、そこそこの指導してもらわなくちゃならないと思うんですよ。

その中において、羽生市はこんな小さいまちだからというやり方ももちろんあるけれども、前みたいに何も無いのに、これはもうそのうちに移行するんだよ、そのうち国が指示しますけれどもという前にやっちゃうようなやり方やらないでほしいと思うんですけども、ぜひ。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご意見ありがとうございます。

市教育委員会といたしましても、しっかりと情報収集していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 G I G Aの端末の入替えが、これ聞いたら5年に1回ぐらいやらなくちゃならない。これは、こんなに5年に1回かかっちゃうのはどんなもんなのか。何かいろんな、もちろん情報が違って来るんだろうと思うんだけど、あまりにもかかり過ぎるような気がしますけれども、いかがですか。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 今回、令和2年に整備したものになりますので、実際に入替えまで、羽生市ですと5年よりちょっと多く、長い時間使ってということになります。ただ、やはり3年経過したあたりから故障というのが今回非常に多く出ているという状況でございます。パソコンの耐用年数等を考えますと、やはり5年に近いサイクルでの買換え、入替えというのは、G I G Aスクール構想を推進する以上は必要になってしまうかなというところです。

今回、当初入替えに関して、国は補助金を出さないよというような方針が最初出てはいたんですが、やはり義務教育の部分でありますので、国から1台当たり、上限ですけども5万5,000円の補助を出すということで動いております。

また、埼玉県共同調達ということで、何市か集まって、合同で埼玉県が入札をしますので、競争するところから購入する単価も少し落ちてくるかなというのを期待しているところがございます。

もちろん、羽生市の予算からすると、非常に大きな予算がかかる事業ですので、内容についてはいろいろ節約できるところは節約しながら、精査をしているところですが、

学びを止めないという観点からも、どうしてもこの事業については推進していかなければいけないかなと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それは、安くというか、あと国の補助とかというのがあるかしのれないけれども、国の交付金やなにか、補助金があっても、それもみんな税金ということになるからということなので、もっと何か、金がかかり過ぎているから、かからないような方法があるんじゃないかなと思うんだけど。

いろんな、例えばカーナビとか、昔というか、すごい入替えとかってあったけれども、それが自然に変わるようなシステムみたいなとか、今のタブレットで、金があんまりかからないで替えていけるような、そういうのがそのうちは出てくるかもしれないけれども、それもすぐに出るべきだと思うんですけども、そういう面をいろいろ検討して、あまりにも金がかかっているし、今言ったように、羽生市だけの話じゃないんだからという考えは持たないでね。みんなが使うし、子どもたちは全部入れ替えるということがあるから、その辺をよく考えてほしいと思うんですけども。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 ありがとうございます。

タブレットのほうにつきましては、やはり今回、埼玉県共同調達ということで、県内の市町村がどういったパソコンを、またどういったソフトを入れていくかということで、すり合わせをさせていただく会議が何回か開かれております。その中でも、羽生市が導入しようとするパソコンの単価については、本当に一番、申し訳ないですけども、一番抑えたような内容になっておりまして、具体的にはクロームブックというものを今想定しているところでございます。

これが市町村によっては、WindowsやiPadを導入するような市町村もありますので。そうすると、我々が想定している金額の2倍に、ちょっと1台の端末でもかかってくるような市町村もあるところなんです。

また、付属品についても、タッチペン等についても使いやすい充電式のものもあれば、私が今使っているような非充電式のものもありますので、そういったものも非充電式ということで、経費がなるべくかからないもので羽生市として選択して、共同調達に臨んでいるところでございます。

もちろん、今後、もっと耐久性の高いパソコンが出てきて、故障に耐え得るようなもの

のが出てくれば、5年ではなくて6年、7年と使えるようになると思いますので、その辺は導入するパソコンの劣化状況等を鑑みながら、そのタイミングで県や国のほうの補助金の制度、そういったものを活用されるかも総合的に判断して、事業を進めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○田口さとる委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 1つ、説明の中で、小学校と中学校で「サクラ等伐採」とあるんですけども、どこの学校なのかを教えてくださいたいのと。「等」なので、桜以外も伐採するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 申し訳ありません。「サクラ等伐採」と説明したことについては、桜のみになりますので、申し訳ありません。桜の伐採でご理解いただければと思います。

対象校の小学校につきましては、想定ですけれども、須影小と羽生北小各5本ずつ、合計10本で伐採予定でございます。中学校につきましては、西中1本、南中、東中2本で、合計5本伐採をする予定でございます。よろしくお願ひいたします。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 伐採、処分料も入っている、その認識ね。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 伐採とその伐採の処分費も含めて、委託をさせていただきます。

○野中一城委員 了解です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 まず、141ページのいじめ問題調査審議会委員報酬がございます。これが前年度から比べると大分上がったかなと、パーセンテージでいうと上がったかなと思うんですけども、この上がった要因というのは、何が原因で上がったのかというのをまず教えてくださいたいと思います。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。

いじめ問題調査審議会委員につきましては、今までは、年1回集まっていたいて、

羽生市の状況についてご説明をさせていただいたり、ご意見をいただいたりするというような形で、予算を計上させていただいております。

やはり昨今、いじめに対する認知が非常に広まり、学校としてもいじめとしてしっかりと認知をしていこうという動きになっております。それに伴いまして、いじめ重大事態ということで、羽生市だけではなく、近隣でも、埼玉県内でも多くのケースで重大事態として調査をしていくという方向で動いています。羽生市でもこのいじめ問題調査審議会の委員さんに調査委員となっただき、第三者機関として調査をする計画です。

いじめ重大事態というのが発生しますと、しっかりと状況についても委員さんが確認をして、そして聞き取りも行なった上で、このいじめについては認定するものなのか、いや、これいじめではないものなのか、そして今後、学校、そして教育委員会はどういう対応していくべきなのかという指針を審議会の方で示してもらおうという形になっております。

羽生市のほうでも、しっかりと重大事態に対応していけるように、予算のほうを計上させていただいた次第です。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 あれですかね。例えば、令和7年度にそういったいじめの重大問題というか、そういうのがちょっと案件が多くて、いじめ問題調査審議会の委員の人たちが集まる回数が増えちゃっているとか、そういう現状があるということですかね、羽生市のほうで。教えてください。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。

詳細については、なかなか個人情報もありますので、申し上げにくいところもございますが、令和7年度、羽生市でいじめ重大事態として扱った事案はあります。

それに伴いまして、次年度以降予算化をすることで、委員さんにもご協力いただきながら、子どもたちが学校に通いやすくなるようにしていくようにさせていただいております。

○小林誠弥委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、143ページのところでALTの説明があったんですけども、1人の方はバギオ市から呼んで、あと2人の方は、たしか派遣会社のほうから呼んでいるというような説明があったと思うんですけども、これ分けている理由って、何でなのかなという

のがありましたので、教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。

バギオから1人、国際化推進員として派遣をしているわけですが、それについてはバギオとの姉妹都市、友好関係ということで、以前からお願いをしている方です。その方が中学校1校に勤務していただきまして、残り2校をALT派遣会社からの派遣という形で、毎年バギオの国際化推進員の方が別の学校に行けるように、うまく配置しながら中学校は行なっております。

また、小学校についても、全校配置ということで、同様に委託会社からの派遣で、1校に1人ALTを配置させていただいております。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 例えば、3校とも中学校ですよね、3校ともバギオから呼んでという考えもあるかなと思うんですけども、それをなぜしないで、分けているのかと。経費の問題とかあるのか、ちょっと計算のほう私もば一っと今できなかったもので、ちょっと教えていただければ。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。

それにつきましては、なかなかはっきりしたことは言えませんが、経費の問題ももちろんあるでしょうし、バギオからの派遣について、バギオとの……

〔「来たい人がいないんだ」と呼ぶ者あり〕

○柿沼宏充学校教育課長 いない可能性もあるかもしれません。ちょっと申し上げにくいところもあるんですけども、その点については、こちらとしてもいろいろな策は模索しながら詰めさせていただいているところです。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

あともう一つ、先ほどのGIGAスクール構想のタブレットのところ、先ほどの答弁の中で、羽生市はグーグルブックでしたっけ、何か一番……

〔「クロームブック」と呼ぶ者あり〕

○小林誠弥委員 クロームブックを今選んでらっしゃる。一番安いつてありましたけれども、これ、ほかのところは何かほかの名前が出ていたりしていたんですけども、これ

が学習、種類によって学べる何かツールが変わってきちゃうとか、そういった差は出てくるのかどうなのかというのが、もし分かれば教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 羽生市は、クロームブックというグーグルのソフトをメインに乗せて作業できるタブレットを導入しているということで、これ令和2年に導入したときにグーグルのほうを選択してありましたので、同じものを使えば先生方も使いやすいだろうという判断で、そこは変更してございません。

ただ、上に乗せるソフトですね。例えば、今、学校教育課から説明あったミライシードですとか、上に乗せるソフトについては、ベースがグーグルであっても、WindowsでもiPadについても、それは導入が可能ということで、上に乗せるものはそれぞれの市町村が判断して、扱いやすいもの、いいと思うものに乗せているという状況ですので、端末が違うからといって、何か大きな差が出てくるというものではないです。

ただ、Windowsですと、一般社会に浸透しているという事実がありますので、比較的子どもたちが家にあって使いやすいとか、そういった面はあるのかなということはあるけれども、授業の自体で何か変化があると、大きな変化があるというものではないと認識しています。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 学校教育課で入れさせていただいているソフトについても、加えてご説明させていただきます。

学校教育課で入れているソフトとしてミライシード等がありますが、特に機種は関係なく導入は可能でございます。また、先生方も、埼玉県内の多くの地域でクロームブックは使われておりますので、例えば先生方が他地域から異動してきたときも、同じクロームブックということで、ずっと授業に入りやすい、活用しやすい、また、転校等でも子どもたちが違うところに行ったとしても、クロームブックが多いということで、やりやすいというところがメリットとしてあると考えています。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

新規事業で校内教育支援センターの設置というのがありまして、これは議案質疑のほうでも出ていたかなと思うんですけども、各中学校に1名配置して、週15時間ですか、いろいろと活動してもらおうということなんですけれども、この事業のちょっと詳細

というか説明を、詳しく教えていただければなと思うんですけども。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。またご説明が不足しており申し訳ありませんでした。

校内教育支援センターというものは、なかなか学校の教室に入れたい、不登校傾向の子どもたちに対して、教室には入れないんだけど、学習はしっかりと支援をしていこうという目的で学校に設置される、特別なスペシャルサポートルームのことを指します。

羽生市としても、西中学校、南中学校で、先生方が、入れ替わり支援をしながら、教室に入れたい、なかなか入りたくても入れない子どもたちに対して独自に支援を行なっております。来年度以降は、全校に校内教育支援センターを立ち上げまして、会計年度任用職員の方を週に3日の5時間もしくは3時間掛ける5日に入っていただいて、その子どもたちが登校してきたときに対応しながら、学習のサポートをしていく形で、次年度、新規事業として上げさせていただきます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 そうしますと、対象となる子どもたちというのは、取りあえず学校には来てくれている、学校には登校するけれども教室に入れたいという子どもたちが対象で、そもそも学校にも行きたいんだけど、学校にも行けないという子どもたちは、やっぱりこれだとなかなかサポートし切れないというようなイメージでよろしいですかね。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。

羽生市としては、2段階を考えています。なかなか学校にも足が遠くなってしまっている、本当完全不登校の児童・生徒に対しては、羽生市の教育支援センター、今プラザの地下にあるんですけども、そこで、保護者の方に送ってきていただいて、支援員さんたちが対応しています。

また、学校の教室はなかなか行きにくくなっちゃったけれども、何とか学校には登校したいという子どもたちは、そこで少し心の休息を取ってもらいながら、ちょっと行ってみようかということで背中を押していただいて、教室に戻っていただけるような形で対応してもらいます。完全不登校になってしまっている子どもたちは、市の教育支援センターのほうで対応しつつ、ちょっと学校行ってみようかというその足がかりとして、今まではいき

なり学校行ったとしても、なかなか教室まで遠くなってしまうので、そのワンクッションということでそこにスペシャルサポートルームを置いて、少しずつ学校に慣れていくというような計画を持っております。

○小林誠弥委員 分かりました。ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○小林誠弥副委員長 では、しばし委員長の座をお預かりいたします。

質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

田口委員。

○田口さとる委員 大きく3つ、ちょっと質問させてください。

1つ目が、先ほどからずっと上がっているタブレットの件なんですけれども、11節でリサイクル手数料318万8,000円が発生するという話しがありました。これに関しては、県が何か共同でリサイクルではないが、そういう手だてというのはないのかというのが1点と。

あと、今すごく半導体とかめっちゃくちゃ上がっていて、メモリとかがすごく値上がりしていると。先ほどの説明でもあったんですが、5年、6年使ったタブレットなので、しかも子どもたちが使ったものなので、あんまりいい状態のものは少ないと思うんですが、何か売ったりなんなりできる手だてというのはないのかな、それは検討されたことはあるのかなという点がもう1点ですね。

それから、あと2つなんです、高木処理業務委託料、小・中学校でそれぞれ上がっていますという説明ありました。これ、何で上がったのかな。例えば、木が増えたのか、それとも処理業務委託、人件費が上がったのか、それとも何で、あと何年かに1回やっぱり大がかりでやらなきゃいけないからこの年上がっているのかどうなのか。なかなか平準化できるものじゃないのかというのをちょっとお聞きしたい、これが2つ目。

それから、3つ目が、152ページの17節の備品購入費のところの図書購入費だったと思うんですけれども、新聞3紙取っていますという説明があったと思うんですけれども、私も新聞たくさん読んだほう、新聞、紙で読んで、いろんな広告とかも含めて、それが社会勉強になった点があるので、うかつにやめましようとは言いにくいんですけども、やっぱり皆さん、自分自身も今そうなんですけれども、やっぱりネットで新聞の記事、新聞というか、そういう記事を読むことが非常に多くなってきています。

紙での新聞、ペーパーの新聞取るよりもアプリというか、それぞれサブスクじゃないですけども、毎月もうちよ紙よりも安い購入費で新聞が読めるような、だんだんそういうシステムにもなっていますし、電子の新聞なら、それこそみんなタブレット持っているから読めるよねというところもあります。今後、紙の新聞を廃止していくことも検討されているのかどうかというのを伺いたい。

以上、3点お願いします。

○小林誠弥副委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 ありがとうございます。

まず、1点目のGIGAスクールのリサイクルのことかと思います。

今回、予算要望時に、複数の業者からその処分について見積りを取りまして、予算計上させていただきましたが、その後、情報収集は常に行なっております。

まず、埼玉県の共同でのリサイクルというのは、残念ながら制度としてはないということでございますので、各市町村が処分をしているということでございます。

1つは、処分の場合については、小型家電リサイクル法で認定した事業者にしてくださいというような文科省から通知が来ているところがございます。各市町村によっては、売却ですね、売ることができるという事例も聞いてはおります。

ただ、羽生市が導入したパソコンは、先ほどありましたとおり、一番安価なものを導入しておりますので、なかなか買取りの対象は厳しいというのが現実でございます。ただ、処分費が、現在予算要望させていただいたものよりももっと安く処分ができるように、常に情報を収集しているというところがございますので、ご理解いただければと思います。

次に、高木処理のほうですが、こちらは毎年、高木処理の予算要望はしてはしておりますが、なかなか予算が正直つきにくいという状況がございました。その間に、各学校ともすくすくと高木が育っております、電柱にかかりそうですとか、あと、ちょっと強風来たら危ないよとか、そういった学校からの要望が非常に多くなってきたものですから、財政課のほうにちょっと強く要望しまして、予算を確保させていただいたところがございます。

それぞれどの木を優先的に剪定していくかについては、もう一度学校のほうと相談しながら、優先順位の高い、危険性が高いところから順次対応していきたいと考えております。

中学校の教育振興一般経費の消耗品費のほうで、新聞3紙ということで購入しているということで予算計上させていただいております。

こちら文科省のほうの推奨ということで、小学校2紙、中学校3紙、学校図書館のほうで新聞を講読して、ちゃんと設置して、みんなで読めるようにしてくださいという通知がありましたので、それに基づいて羽生市は導入しているものでございます。

今、委員のほうからご指摘がありました電子新聞については、ちょっとまだ、現段階では検討はしていないというところでございます。ただ、今回、当初予算にもありましたとおり、図書館のほうにおいても電子図書館事業を導入するという傾向がございますので、この辺は、学校での新聞を読まれている状況等を把握しながら、現在の紙の媒体での継続がいいのか、デジタルについても恐らく経費は今より多くかかってきますので、その経費の部分のバランスを見て、どちらがよいかというのは、ぜひ検討していかなければいけないかなというふうを考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

以上です。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長の座をお返しいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ほかに質疑ある方。

小野田委員。

○小野田和男委員 いじめ問題について、先ほどの回答を聞いている中で、2つほど思うことがあったんですけれども、いじめに遭って学校に行けない人は、多分、市民プラザの下のほうにそういう相談室があると思うので、そこへ行くと思うんですけれども、あとは学校に行ける人は、学校の中で1つの教室に隔離するというような感じを受けましたね。

じゃ、隔離して、その10人か15人のところへ、先生か、あるいは先生資格を持っている人が行って、自習とかそういったものを見ているんでしょうけれども、この方々は、子どもたちが高校進学するときにはマイナスはないのかな、評価点において。それが1点と。

あと、これは、今まで被害者、いじめられた子に重点を置いているように見えるので、加害者に対しては学校はどういうふうに対応しているのか、ちょっと聞きたいと思います。

○田口さとる委員長 学校教育課長。

○柿沼宏充学校教育課長 ご質問ありがとうございます。

まず、不登校の原因は、いじめも原因の1つとしてありますが決して多くはありません。しかし、いじめによって学校になかなか足が遠くなってしまっている子たちに対しては、例えば今回設置させていただく校内教育支援センターで、学習の支援をしながら進めていくという形で、来年度以降は行なってまいります。

学習の支援について、なかなか家庭だけだと学校が関わることはできなかったんですけども、学校の一つの部屋の中で、しっかりと学習支援員として関わっていくことで、学習のケアについてはしっかりとさせていただきながら、高校進学に向けては教室に入る入らないではなく、学校に来て少し勉強している子たちについては出席扱いという形になっておりますので、進学については大きな影響はないと言われております。

また、2点目のいじめた加害者についてでございますが、これについては、もちろんいじめられている子に関しては、しっかりとケアをしていかななくてはならないですが、全体として、やはり学校の風土、雰囲気、学年、クラスも含めて、しっかりと担任、学年主任が目を光らせながら、いじめを生まないようにしていくことが大切です。このいじめ問題調査審議会でも年に一度羽生市の実態の確認を行なっております。子どもたちが通いやすい、誰も教室に入りにくいという子が生まれにくいような風土をつくれるように、しっかりと先生方の指導力を上げていくべきだというご意見もいただいておりますので、学校といたしましても、しっかりと先生方に、研修を深めていただきながら、子どもたちの環境整備については全力で取り組んでいただけるように、教育委員会としてもサポートしてまいります。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 今の進学時にマイナスはないということで、それは安心しましたけれども、被害者、隔離して大事にするのは分かるんですけども、加害者というもの、これは、悪い虫は率先してそっちのほう潰したほうが、本来は自然界ではいいわけなんですけれども、むしろその加害者の教育とか対応が大事じゃないかい。大体加害者は1人2人、いじめられる子は複数になりますからね。

学校は、確かにいじめられた弱い子を隔離してしまえば、先生は教室においては楽だと思えるんですけども、それじゃ困るんじゃないかと私は思うんですけどもね。むしろ、加害者のほうにもっと注力してもらいたいと思いますけれども、どんなものでし

ようか。

[発言する者あり]

○田口さとる委員長 予算に絡まないところの質問は、ちょっとまた休憩とかほかのところ
ろでお願いできますか。予算に絡まないところの質問になってしまっているのです。

○小野田和男委員 これは、先ほどのいじめ問題の延長線上で聞いたわけだけれども。

○田口さとる委員長 委員報酬の話として出てくるならいいんですけども、それ以外の
ところになってしまうと、ちょっと別のところをお願いできますか。

○小野田和男委員 じゃあ、この後お願いします。

○田口さとる委員長 分かりました。

[発言する者あり]

○田口さとる委員長 じゃあ、ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 3時05分 休 憩

午後 3時07分 開 議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、学校教育課所管部分、学校給食センター分について、学校教育課参事に
説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 学校教育課参事、学校給食センター所長、田口でございま
す。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第2号 令和8年度一般会計予算のうち、学校給食センター所管分
についてご説明申し上げます。

予算説明書168ページをご覧ください。

第3目学校給食施設費、予算総額4億967万8,000円に対し、財源につきましては、特定財源、県支出金として、学校給食費負担軽減交付金1億2,669万8,000円でございます。

また、地方債として学校給食センター空調整備事業債80万円、繰入金として公共施設修繕引当基金繰入金900万円、ふるさと応援寄附基金繰入金7,339万7,000円、諸収入として学校給食費納付金7,851万2,000円、再生資源売払代金のうち廃油売払代金14万4,000円でございます。

なお、諸収入、学校給食費納付金7,851万2,000円は、前年度比9,032万4,000円の減額でございます。これは、国の方針である学校給食費の抜本的な負担軽減により、子育て支援に取り組む自治体へ食材費の支援として、小学生1人当たり月額5,200円交付されるため、小学生の保護者負担分である月額4,100円の給食費を全額免除することによる減額でございます。

続きまして、説明欄、学校給食施設一般経費の主なものをご説明いたします。

1節報酬3万5,000円は、学校給食センター運営協議会の委員報酬でございます。委員11名のうち、学校のPTA代表者2名、識見を有する者1名、薬剤師1名、公募による市民1名、計5名の委員に対する費用でございます。

次に、10節需用費のうち、消耗品費430万1,000円は、厨房用の調理用品、衛生用品、ボイラー用消耗品などの購入費用でございます。

次に、燃料費827万9,000円は、調理や食器、食缶等の洗浄に要する熱源として、蒸気及び熱水を発生させるためのボイラー用の重油代、揚げ物機、スチームコンベクションオーブンの熱源となるLPガス代、公用車のガソリン代でございます。

次に、光熱水費1,457万8,000円は、食材調理、食器等の洗浄に使用する水道料321万円、食材の業務用冷蔵庫、冷凍保管庫、食器等の消毒保管機、排水施設等の動力源等となる電気料1,136万8,000円でございます。

次に、修繕料908万9,000円は、調理場、洗浄室内の厨房機器等、施設設備に対する修繕費用でございます。厨房機器の計画的な修繕と施設設備に係る緊急修繕にも対応する費用でございます。

次に、169ページに移ります。

賄材料費2億3,546万6,000円は、学校給食用食材費でございます。令和8年度についても、引き続き主食をはじめとする食材費の物価高騰が見込まれることか

ら、前年度比1,080万7,000円の増額を計上するものでございます。

11節役務費、手数料のうち細菌等検査手数料41万9,000円は、月2回行なっております給食センター職員や給食補助員の細菌検査や、冬季間に6回実施しておりますノロウイルス検査の手数料でございます。

12節、委託料1億1,617万4,000円について、主なものを申し上げます。

上から5つ目、ボイラ保守点検業務委託料115万円は、ボイラーの性能法定検査等と保守点検、また、地下ピット内の配管漏えい点検業務の経費でございます。

次に、学校給食調理等業務委託料1億923万円は、給食調理業務、配送業務、ボイラー管理業務の経費でございます。令和6年度から3年間の債務負担行為による契約でございます。

次のページに移ります。

汚泥・油脂汚泥清掃搬送業務委託料107万6,000円は、排水処理施設で発生した汚泥・油脂汚泥の清掃及び搬送に係る業務でございます。

14節工事請負費、会議室空調設置工事請負費94万9,000円は、給食センター2階にある会議室にエアコンを2台設置する工事でございます。

17節備品購入費、庁用器具費176万6,000円は、配送用のコンテナや調理器具等の経費でございます。

機械器具費97万9,000円については、野菜の皮をむくための機械や調理場用のスポットクーラー、食品用温度計の購入費用でございます。

以上、学校給食施設一般経費当初予算の説明を終わります。

続きまして、予算説明書179ページに移ります。

債務負担行為についてご説明いたします。

上から7番目の学校給食センター調理等業務委託でございます。限度額は3億3,000万円、令和6年度から令和8年度までの業務委託料でございます。令和7年度までの支出額は2億1,846万円、令和8年度の支出予定額は1億1,154万円でございます。

以上、学校給食センター所管分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は、順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 学校給食センター所管部分で、本年度重要視している項目等ございましたら、詳細のほうご説明をお願いします。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 重要視している事業ですが、学校給食費負担軽減事業を重要視しております。

学校給食は、子どもたちの成長に必要な栄養価を計算した上で、質や量の確保が重要でございます。国の方針である学校給食費の抜本的な負担軽減により、市へ支援される交付金を活用して、小学校の給食費を無償とします。

また、実質の材料費が交付額を上回る見込みでございますので、不足額については市が引き続き負担する計画でございます。

また、中学校についても、物価高騰による食材費の値上がり分は市が負担することで保護者負担である給食費を据置きとし、経済的負担軽減を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 中学校の給食費も、議会でも柳沢議員が言っていましたけれども、本来であれば小学生の分の負担がある部分、これでいえば1億ぐらいかな、浮いたというか、県からの補助金というか、だから、その方向に何とか持っていけるような、また、今までと同じじゃなくて、半額になるとか、そういう検討もしたほうがいいんじゃないかなと思う。

いいことは早く率先してやって、悪いことは後からやると。子どもたちというか、みんなのいいことはできるだけそういう方向に検討して行って、早めにほかの市、近隣の市でも中学校も無償になったところも来ていますからね。検討していただきたいかなと思います。考えはどうか。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 今回、小学校の無償ということで、試算をしますと、国の交付金が入ってくる5,200円分、給食費が4,100円というところで、入ってこ

なかった場合に、市がどれだけ負担することになるかというところで、差額を計算したところ2,680万円ほどありまして、それを例えば中学校の給食に少しでも補助がというお話であるかと思うんですけども、現在のところは、市としては、毎回申し上げてしまっているんですが、受益者、材料費に係る経費については保護者負担をするということを原則に考えておりますので、もし中学校の何か補助ができるとすれば、また国の重点交付金等がもし活用できるということになれば、それをできる限り活用して、例えば数か月無償化とか、そういったことも考えていけたらいいのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 予算取りを頑張ってください。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 教育委員会としましても、引き続き予算の確保に努めてまいりますと思います。よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時22分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会いたします。

午後 3時22分 散会